

編輯部情報閣内

週報

行發日一十二月九

産業報國運動
 實施される商店法
 時局と放送
 富金山を占領す
 江上、空中より武漢進撃に協力
 ペルー國を語る

昭和十七年十月十一日 星期一 第五〇九號

五錢

號一百第



編輯部情報閣内

週報

行發日一十二月九

産業報國運動
 實施される商店法
 時局と放送
 富金山を占領す
 江上、空中より武漢進撃に協力
 ペル―國を語る

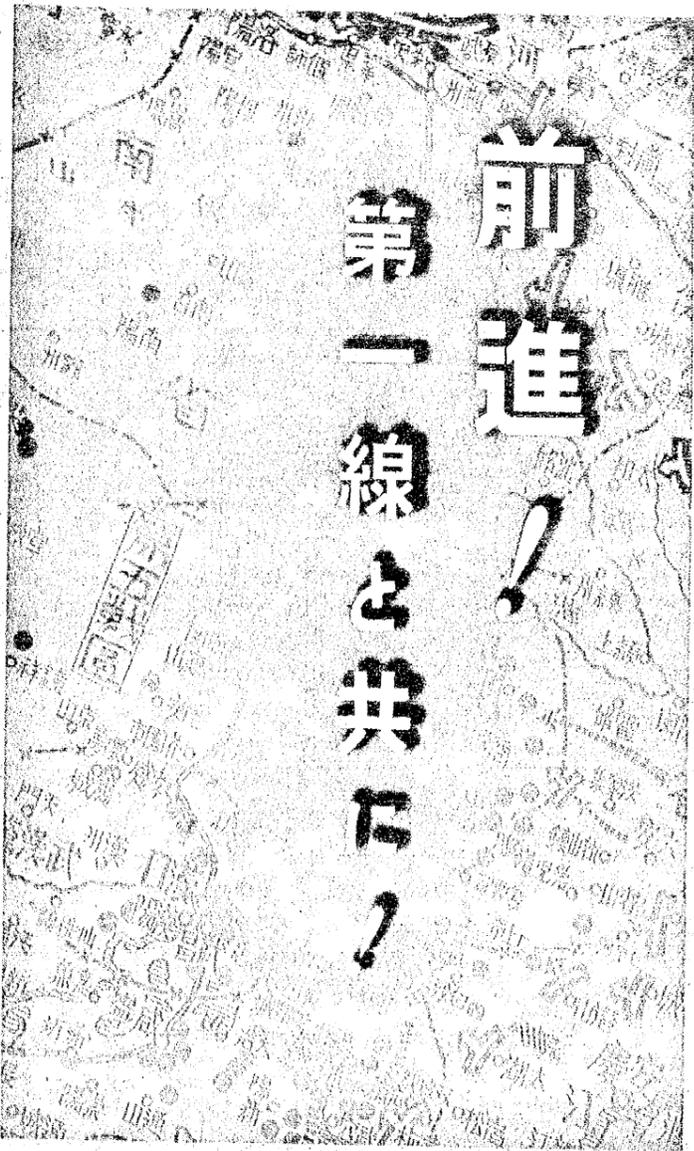
昭和十一年十月二十一日第一種郵便物認可
昭和十一年九月二十一日發行
（毎週一水曜日發行）

五錢

號一百第

原本不明瞭

露光量違いにより重複撮影



週報

第百一號

産業報國運動に就いて.....厚生省.....(二)

時局と放送.....遞信省.....(一四)

富金山を占領す.....陸軍省新聞班.....(三三)

江上、空中より武漢進撃に協力.....海軍省海軍軍事普及部.....(三九)

實施される商店法.....厚生省.....(三三)

ペル一國を語る.....外務省情報部.....(三九)

◇最近公布の法令.....内閣官房總務課.....(四六)

◇「週報の友」の頒布方法について.....(三三)

◇官廳刊行物だより.....(四八)





産業報國運動に就いて

厚生省

(一) 緒言

今やわが國は未曾有の歴史的轉換期に際會し國家内外の情勢は眞に容易ならざるものがあり、日本國民たるの使命は益々重きを加へつゝある。かゝる非常の難局に當つては、眞に舉國一體、國家の總力を擧げてその措置に遺憾なきを期せねばならぬのであるが、わけても産業における舉國一致は、今次聖戰の目的達成の必須要件であつて、この要件の實現こそ眞の舉國一體の根幹であるといはねばならぬ。

全産業人がよく時局の重大性と皇國産業の本義とに思ひを致し、協心戮力、渾然一體となつて産業報國に邁進することは現下の要務である。最近、いはゆる勞資調整の問題が、事變下産業労働問題中の最重要問題

の一つとして取り上げられ、官民朝野の間に産業報國運動なるものが聲を大にして提唱せられつゝあるものこの故である。

さきには警視廳、愛知、大阪、神奈川、福岡等の各府縣警察部において、勞資一體産業報國の精神の具現を基調とした「勞資關係調整方策」の實施が企圖せられ、また民間團體たる財團法人協同會においても先般來「時局對策委員會」なるものを設けて、戦時戦後の産業労働問題につき研究審議の結果、勞資關係調整方策につき成案を得、遂にこれを全國的運動にまで展開せんとして「産業報國聯盟」と稱する一大中央機關の成立を見るに至つた。

更に厚生省では本問題を現下喫緊の要務と認め、過般の地方長官會議、警察部長會議をはじめ各種の會議

において訓示指示したのであつたが、更にその方策の具體的要綱を決定して、去る八月二十四日厚生、内務兩次官名を以て通牒を發し全國の各地方廳を動員してその實施に全力を擧げることとなつたのである。かくして本運動は今やわが國産業労働界を風靡する一大國民運動にまで進展せんとし、これによつて積年の弊風を一掃して眞に日本的な純乎たる勞資關係の樹立が期せられ、皇國産業本然の姿の顯現せられるであらうことが大いに期待されてゐるのである。以下本問題に關しその趣旨とするところを簡単に述べることとする。

(二) 勞資一體産業報國の精神

外國における勞資の關係は知らず、わが國における勞資の關係は産業報國の大精神を基調とした一體一如の關係に他ならぬので、勞資一體産業報國の精神こそは、勞資關係を規制すべき根本の基調であり、鐵則である。

一君の下、萬民和親團結して各、その分を盡し以て皇運を扶翼し奉ることは、わが國體の精華であつて日本精神の眞髓も亦これを措いて他にはない。この日本精神の産業労働部門に顯現したるもの、それが即ち勞

資一體産業報國の精神に他ならぬと信ずる。勞資のまさによつて立ち、據つて自らを律すべき根本の基調は、日本精神に他ならぬことが先づ嚴肅に認識されねばならぬ。

そもく勞資の關係は利害相反の關係ではない。ところが、労働力一つの商品と考へ、賣手たる労働者は出来るだけこれを高く賣らうとし、買手たる資本家はあくまでこれを安く買はうとする結果、勞資の關係は食ふか食はれるかの仇敵關係に置かれ、遂には社會を以て資本家労働者の二大階級の力と力による闘争の修羅場であるとなし、かゝる階級闘争の進行過程が歴史の進展であり、窮極において労働者階級の勝利に歸したとき、理想の社會が實現するといふのがいはゆる階級闘争主義と呼ばれるものであるが、かゝる思想は社會存立の原理を無視するものであるのみならず、一君萬民の本義に基づいて大和を以て民族發展の生命とするわが國情に絶對に合致しない危険の思想であることは敢へて論ずるまでもないことである。

事業家が事業を經營するのは全く従業員に勤勞に負ふものであり、従業員が職を得、一家を支へるのは一



に懸つて事業家の事業經營の賜である。事業の繁榮なくして従業員は幸福は望み得ず、従業員は勤勞なくして事業の發展は期し難いのであつて、兩者は決して利害相反するものでなく、相互依存の關係に立つものといはねばならぬ。

それならば勞資は單に利害が一致するといふだけに止まり、單なる利害關係のみによつて結ばれたものであらうか。偶、利害の一致する者がたゞ單に利害が一致するといふだけの理由で、偶然一つの事業の中に共に住んでゐるといふだけの關係であり、従つてそこには何等の倫理的・道義的な人格の結合もなく、高き理想も貴き使命もない單なる利益の集團をのみ見得るに止まるのであらうか。

惟ふに、事業は事業主、従業員各自の職分によつて結ばれた有機的・倫理的な協同體であることを本質とする。事業内における勞資の關係は決して勞といひ資といふ本來別々の二つのものが、偶、利害の一致といふ功利的な媒介物によつて結び合はされ一つの場所に偶然雜居してゐるに過ぎぬといふやうなものではないのである。あたかも、それは人體における頭と手足の如き

關係であると思ふ。もとより別箇の存在には違ひないが、それは職分に基づいての違ひであつて、兩者相合して事業體といふ同一物を構成するのである。それは相互に他を包攝し合ふ關係であり、一方の惱みは同時に他方の惱みであると共に、他方の喜びはまた一方の喜びでなくてはならぬのであつて、いはゆる二にして一、一にして二の關係、即ち一體一如の關係に他ならぬのである。しかもそこには單なる利害を離れた慈愛・忠恕といふやうな倫理的・道義的要素が多分にあるのであつて、あたかも親子の關係の如きものといふのが最も端的にその性質を言ひ表はしてゐると思ふ。

勞資相互の關係が一體一如のものたるべきことは右に述べた如くであるが、勞資關係を規律する基調たるものは決してこれのみではない。そこにはさらに根本的な、更に崇高な絶對的指導原理がなほ存することを思はねばならぬ。いふ迄もなく、それは産業報國の大精神である。産業は決してこれに従事する勞資各自の生活利益のためにのみ存するものではない。産業窮極の使命はこれによつて國民の厚生と國力の充實とを圖

り、以て皇國の興隆、民族の發展に貢獻するにあるのであつて、かゝる使命の達成のためにこそ勞資は一體一如となつてその本分を盡さねばならぬのである。産業のかゝる使命を没却して、たゞ單に事業内において勞資が一體の精神を發揮するといふに止まるならば、兩者相率ゐて共同の利益を追求するといふことになり、組織的な大規模の利己の集團を形成するに過ぎないであらう。

産業報國の精神、これが先づ何よりも根本的であり、第一義的のものであつて、勞資一體の精神もつまりこの精神の上に立つて始めて眞の光輝を發揮するに至るのである。産業報國を窮極の目標とする勞資一體の精神、換言すれば勞資渾然一體となつて産業報國に邁進せんとする精神、これが即ち勞資各、よつて以て自己を律すべき永久不變の指導精神であるといはねばならぬ。

従つて産業に従事する者は、事業主も従業員も産業の國家的使命を先づ第一に體し、この自覺の上に立つて各、その職分を盡し、渾然一體となつて産業を通じて國家に奉じ皇運扶翼の道を完うするの覺悟を致さねば

ならない。即ち事業の經營に當るものは、事業は單に自己の利益のためにのみ存するものではなく、皇國の興隆のために存するものであることを深く認識して、産業報國の精神を以て經營に當ると共に、従業員に對する事あたかも親の子を見るが如く、物心兩面に亘りその福祉の増進に努めることが必要である。また勤勞を以て事業に従事するものは、勤勞は單に自己の生活のためにのみなされるのではなく、國家の發展に寄與するためのものである事を充分自覺して、産業報國の精神を以て勤勞に努め事業主を見ること恰も子の親に對するが如く、忠實にその職分を盡して事業の發展に協力するところがなければならぬ。

かうして勞資各、情を盡し分を全うして眞に勞資一體、事業一家の實を擧げ、相率ゐて産業を通じて國家に報いるといふ状態こそ、勞資雙方の理想であり國家の希求して已まざるところといはねばならぬ。いはゆる勞資調整とはかゝる理想の實現を目標とし、敍上の根本精神を基調として勞資の關係を規制せんとするものであつて、換言すれば勞資各、をして勞資一體、産業報國の精神をしつかりと把握せしめると共に、その具

體的實踐において、眞にこの精神を具現せしめるやうに仕向けようとするに他ならぬのである。

(三) 勞資關係調整の急務

産業の國家的使命乃至勞資關係の本質は、前述の如くであつて、勞資の自らを律すべきところはまさに茲にあらねばならぬのであるが、いままでの勞資間の實情を見ると、或ひは事業主が私利私益を圖るに急で、産業本來の使命を忘れ、私益の前には公益を後にして憚らず、従業員を酷使してその不幸を顧みないものがあり、従業員は自己の生活利益を思ふの餘り、徒らに事業主との對立抗争を事として、産業の平和發展を害してこれを意に介しないものも少なくない。そのためにやもすれば、兩者の對立抗争が激化して、隨處に勞働争議等の頻發を見るといふ狀況にあつたのである。かういふことは獨り勞資雙方の不幸であるばかりでなく一般消費者の利益を害し、同時に國家の生産力を損ふ事が少くないのであつて、甚だ憂ふべきこと、いはなければならぬ。しかも滔々たる個人主義、利己主義の弊風は勞資の對立激化と相俟つて各種の奇矯過

激な思想や運動をも醸成するに至つたのであつて、いはゆる階級闘争の理論は一時わが國社會運動の各分野に亘り多かれ少かれその影響を與へ、甚だしきに至つてはマルクス主義、共產主義の思想、運動をすら生んだのである。

かくて、一時わが國の朝野に思想國難來の叫びすら起されるに至つたのであるが、西洋諸國と全くその國情を異にするわが國において、かゝる誤れる思想が永くつゞく道理もなく、マルクス主義、共產主義等の思想は今日全くその跡を絶ち、階級闘争思想もわが國社會運動、勞働運動の全分野から漸くその影を消滅するに至り、すべての方面に日本精神を基調とする新しい指導精神が勃興してきたのである。

かくして勞資の關係においても、從來の如き階級對立的傾向は殆んど解消するに至り、漸次勞資一體、産業協力の方向に向ひつゝあつたのであるが、殊に今次事變の突發以來勞資の關係が未だ曾て見ざる程に融合親和の度を加へ、隨處に美しき情景を見つゝあることは、全くわが國ならではの感を深からしめるものであつて、わが國産業界のために、また國家のために欣快

に堪へないところである。

例へば、勞働組合等にあつても産業報國の精神に基づき、事變中は一切の勞働紛争はこれを道義と平和の手段を以て解決すべく、いかなる事があつても同盟罷業等の舉に出ないことを宣言するもの、また從來の指導精神が誤つてゐるものは、深くこれを改めていはゆる方向の轉換をなすものも少なくないといふ状態である。また事業主方面でも、例へば應召従業員の處遇等についても出来るだけ手厚い方法を講じ、或ひは物價騰貴のため従業員が生活に困窮するのを見れば、進んで賃銀の引上げを行ふものもあるといふ實情で、勞資いづれも白肅自戒、相共に協力一致して産業の平和發展に努めようとする態度を示してゐる。

これがため勞働争議の如きも、事變發生以來急激な減少を來たし、昨年の下半期の如きはその件數においても、参加人員においても近年未だ見ざる僅少の記録を示した程であつて、この國家非常の際に當り事業の内において内紛どころではない。渾然一體となつて産業を通じ國家に報せねばならぬといふ氣持が、廣く一

般に、事業主並びに従業員雙方の間にわき起つて來てゐるのである。それだからこそこの際、この傾向に拍車をかけ、この風潮を愈、助長發展させてすべての勞働者、すべての事業主をして眞に文字通り勞資一體、産業報國の精神に徹せしめ、いはゆる勞資問題の解決に向つて全力を傾倒すべきではないかと思ふのである。

いはゆる勞資調整の問題を取り上げてその達成に乘出すには、今日はまさに絶好の機會であつて、今日を措いてかゝる好適の機會が再び來ようとは思はれない。またそればかりではなく、今日はその實施を最も緊要とするときである。今日勞資の關係が圓滿な状態にあることに満足し、もしこれを漫然と放任して置けば、後に至つて大なる悔いを殘すに立至らないとも限らないのである。

歐洲大戰の事例に徴しても、戦争の當初においては、どの國でも勞資の協力が唱へられ、始めの内は何等事なきを得たのであるが、戦争が長びき、諸般の困難な問題が續出するに及んで、國民の舉國一致の氣持に弛緩を生じ、勞資の協力は破れて戦時中すでに勞働

争議の頻發に憫み、殊に戦後には勞資の對立抗争が急に激化し、そのために各國が何れも少からぬ苦患を嘗めたことは人のよく知るところである。

もとより全く國情を異にするわが國と西洋諸國の場合とは同日に論ずることは出来ない。しかしながら、今次事變は極めて重大であつて、その終結は何時の日か、またその結末は如何やうに着くのであるか、何人も容易に逆睹し得ないものがあり、今後時局の推移に伴ひ戦時中若くは戦後において、産業労働界に幾多複雑困難な問題が相次いで惹起するであらうことは當然豫想される。かゝる事態に遭遇したとき、勞資の間がなほ克く今日の如き状態を以て終始し得るかどうか懸念なきを得ないのである。

今日より深くこれらの點に思ひを致し、幸ひ今日見るやうな勞資間の美風を、再び荒廢に歸せしめることのないやう益々これを助長育成して確固不動のものたらしめることが最も肝要のことであつて、勞資調整問題に關し何等か適當な對策を樹立してこれを實行する事は正しく現下喫緊の要務であるといはねばならぬ。

(四) 具體的實行方策

ではその具體的實行方策如何といふことになるのであるが、要するに、事柄の根本は勞資雙方の心構への問題、精神の問題にあるのであつて、勞資一體、産業報國の精神が勞資關係を規制する根本の基調である以上、勞資雙方をして如何にしてこの精神に徹せしめるかといふところに、調整方策の眼目がなくてはならぬのである。すべての事業主、すべての労働者が眞にかゝる精神に徹し、その日常實踐において、これを如何に具現して行くといふ状態に達し得たとすれば、ここに勞資の問題は完全に解決を見るといふことになるのである。

勿論、それは容易なことではないであらうが、われわれの目標はあくまで其處にありといはねばならぬ。従つてこの際先づ何よりも大切なことは、普く勞資雙方に對し勞資一體産業報國の精神を涵養徹底せしめるために、一つの大きな全國的運動を起すといふことである。この精神の強調宣揚を圖るために恰も國民精神總動員の如き運動を産業労働界に捲き起すことが

の際極めて必要なことであり、またその方法の如何によつては、必ず相當の効果を擧げ得ると信するのであつてこれが即ち方策の第一である。

次に第二には、各事業場の中にこの精神を如何に發揚し具現せしめるために適當な組織を設けしめるといふことである。たゞ勞資の指導精神を外部からこれを説き、これを強調するといふだけではなほ不十分であつて、事業の中において勞資雙方が眞にこの精神を生かし、その日常の行動實踐の上にこれを具現して行くための仕組として、事業主以下全従業員を以て例へば「産業報國會」といふやうな團體を設けしめることが必要ではないかと思ふのである。そしてその團體の事業として産業報國精神の涵養は勿論のこと、この精神を基調として勞資雙方の意思の疏通を圖るばかりでなく、従業員のための教養、保健、福利、共済等の諸施設を大いに營むといふやうにしたならば、勞資一體産業報國の實を擧げる上に少からぬ効果を收め得ると思ふのである。

右團體の事業の内、この際特に一言して置きたいことは、いはゆる意思疎通の問題である。惟ふに勞資一體

を實現する上において最も重要なことは勞資雙方の意思が完全に疏通し合ふといふことである。各人の心が相結んで一つ心になりきつて終ふならば、そこには勞資争議の起るべき餘地もなく勞資の對立などといふこともないわけである。お互ひの心が眞にピッタリと融け合ふことが最も大切であつて、そのためには事業主は眞に親心を以て従業員のために、その福祉を圖ることを心懸け、従業員は忠實にその本分を盡して事業の發展に努めることが必要であり、またお互ひの氣持の間に何等の誤解も感情の蟠りも不平不満もないといふ状態に達することが必要である。勞資雙方が眞に親子の情を盡し一つ心に融け合ふこと、即ち眞の意味の意思の疎通がなくては勞資一體の具現は望み得べくもない。そして意思の疎通といふことのために、お互ひに眞情を吐露して語り合ふといふのが何よりの近道である。

事業の規模が小さく、従業員の數も少い處では全員で話し合ふことも容易であらうが、何百何千人といふ従業員を擁する所ではこれがために適當な工夫を講じなければならぬであらう。適當な方法によつて定め

た従業員の重立つた者と事業主並びに工場の幹部の人
人とが懇談することの出来るやうな仕組みを作つて、随
時に、それらの人々が相集つて和やかな気持の下にお
互ひに膝を交へ胸襟を披いて話し合ふやうにするこ
とが望ましい。

勿論、それはどこまでも懇談を目的とする機関であ
つて、決議機関等である必要はない。そこでは作業の
能率を擧げるために取るべき方法、従業員の待遇の問
題、衛生福利の問題、共済救済の問題等、すべて事業
の發展を圖るために、また事業主従業員雙方の福祉の
増進を齎すために相互に理解協力するを要する問題
は、すべて腹藏なく話し合ふといふことになるなら
ば、お互ひに眞心を以てする限り必ずや雙方の誤解も
解け不平も消えて、兩者の氣持は完全に融け合ふ事が
出来、眞に協同親和、事業一家の實も擧がることと信
ずるのである。しかもこの場合忘れてはならぬ最も重
要なことは、産業報國の精神を根本の基調に置いての
懇談でなければならぬといふことである。いかにすれ
ばお互ひに産業報國の實を擧げることが出来るかとい
ふことを目標としての懇談でなくてはならぬといふこ

とである。

既に繰返したやうに、労資一體は産業報國を目
的としてのそれであり、意思疏通は労資一體のための
ものである。換言すれば、産業報國、労資一體、意思
疏通は時計の時針、分針、秒針の如く、そのいづれを缺
いても本來の意義を失ふ有機的相関々係にあるもの
である。つまりこゝにおける意思疏通といひ懇談とい
ふのは、産業報國労資一體の實を擧げんがためのそれ
であつて、労資がそれによつてひたすらに自己の利益
のみを主張し擁護せんがためのものでは斷じてないの
である。それだから、同じく作業の能率、待遇の問題
等について懇談する場合でも、それを労資各、自己の
立場からあくまでも自らの利益のみ主張するための
機會たらしめるやうなのは、却つて労資紛争の因にな
る虞れすらあるので、決してわれわれの意圖するところ
ではないのである。こゝで強調する懇談は、労資が眞
に一體となり、その從事する産業を通じて國家に奉ぜ
んとすることを目標に置き、お互ひに眞情を披瀝吐露
し合ふやうなものでなくてはならぬ。

要するに、各事業場の中に「産業報國會」といふや

うな事業全體、組織の團體を設け、労資各、本團體を
通じて産業報國の精神の涵養に努めると同時に、本團
體の事業として右に述べたやうな意思疎通のための懇
談會の開催をはじめ、従業員のための救済、體育、共
濟、慰安等各種の福利施設を營むこととして、その圓
滑な運用を圖ることに努めたならば、必ずや労資一
體、事業一家の實が擧がり、産業の國家的使命も亦、
これを完うし得ると信ずるのである。

大體以上のやうな考へに基づいて過般厚生省並びに
内務省においては、本稿末尾に附記したやうな「労資
關係調整方策要綱」を決定して各地方廳に通牒したの
であつて、今後この方針の下に全國的運動が進められ
ることになつてゐる。

(五) 結 語

かゝる運動は獨り官廳の力だけでは足りないのであ
つて、民間方面においてもこれに相協力して同様の運
動がまき起され官民一致の大運動となることが望まし
い。また、かくしてこゝを始めて一層大なる効果を期待
し得るのである。ところが、労資の融合を圖ることを

以て本來の使命とする財團法人協同會が、現下の時
局に鑑み「労資關係調整方策」の確立を以て今日の産業
労働對策中の急務であるとして、曩に「時局對策委員
會」なるものを設けて本問題に關し慎重研究するところ
があり、遂にその成案を得てこれが實踐運動に着手
したことは既に一言した通りである。

そしてその具體的實踐の方策もこゝに述べたとこ
ろとその軌を一にするものであつて、しかもその方策
が世に示されるや、産業労働各方面より多大の賛成を
博し、遂に關係各方面の援助を得て去る七月三十日左
の綱領規約の下に「産業報國聯盟」なるものが結成さ
れ、産業報國の大旗を翻して一大運動の展開を見んと
しつゝあることは欣快に堪へないところである。

産業報國聯盟綱領規約

綱 領

- 一 我等産業人は國體の本義に則り産業の國家的使命を體
し全産業人の協力に依り産業報國の實を擧げ以て皇運扶
翼の使命を完うせむことを期す
- 一 我等産業人は産業は資本經營勞動勞三者の有機的に結合
せる一體なる事を確信し事業者は至誠を以て經營指導の

任に當り従業員の福祉を圍り従業員は忠實に其の職分を盡し勞務一體事業一家の實を擧げ以て産業の健全なる發展を期す

規 約

- 第一條 本聯盟ハ産業報國聯盟ト稱ス
- 第二條 本聯盟ハ本聯盟ノ綱領ニ基キ産業報國ノ精神ヲ全産業人ニ普及徹底シ其ノ實ヲ擧グルコトヲ以テ目的トス
- 第三條 右ノ目的ヲ達スル爲メ本聯盟ハ各事業場内ニ産業報國勞資一體ノ精神ヲ發揚スル爲メノ産業報國會又ハ之ニ準ズル機關ノ創設整備ヲ勸奨シ其ノ他本聯盟ノ使命ヲ達成スルニ必要ナル事業ヲ行フモノトス
- 第四條 本聯盟ハ左ノ團體ヲ以テ構成ス
 - 一、加盟團體 産業報國會又ハ之ニ準ズル機關
 - 二、贊助團體 本聯盟ノ精神ニ共鳴シ其ノ事業ニ協力スル團體
- 第五條 本聯盟ニ左ノ役員ヲ置ク
 - 會長 一名 顧問 若干名 理事長 一名
 - 理事 若干名(内常務若干名) 評議員 若干名
 - 專門委員 若干名
- 第六條 本聯盟ノ本部ヲ東京市ニ置キ事務所ヲ財團法人協同會内ニ置ク

地方概要ノ地ニ支部ヲ置クコトヲ得

第七條 本聯盟ノ經費ニ關シテハ別ニ之ヲ定ム

聞くところによれば、一方においてわが國における重立つた労働團體の各派いづれもその趣旨に賛同して進んでこれに参加する態度を示し、他方において全國産業團體聯合會を始め、各種の産業團體も相共にこの中央機關に参加する意嚮であるといふことである。これは實にわが國産業労働界において未だ曾て見ない快事であつて、曠古の重大事變に際し舉國一致體制の然らしめるものとはいへ、まさしくわが國にして始めて見られる美風なりと言はざるを得ない。この聯盟が當初の意氣込を失ふことなく、克く政府の方針に協力し所期の目的達成に向つて邁進することを願つてやまない。また、この聯盟ばかりでなく廣く産業労働關係の各人士が、當局の企圖するところを充分に諒察し、その方策實施に對し充分な協力を齎されぬやう念願してやまない次第である。

- 勞資關係調整方策要綱(厚生、内務兩省通牒)
- 一 勞資雙方ニ對シ皇國産業ノ本義タル勞資一體産業報國

ノ精神ヲ普及徹底セシムルコト

各種ノ會合等勞資ニ接觸スル機會ヲ捉ヘテ本精神ノ強調宣揚ヲ圖リ、他面之ヲ爲ノ講演會、懇談會等ヲ開催スルコト

二 各事業場内ニ右ノ精神ヲ具現セシムル目的ヲ以テ左記要綱ニ依リ團體(例へバ産業報國會)ノ設置ヲ勸奨スルコト

(一) 組織

事業主従業員雙方ヲ含メタル全體組織ノモノタルコト

(二) 目的

事業主従業員雙方ヲシテ産業ノ國家的使命ヲ體シテ勞資一體産業報國ノ精神ノ把握並ニ實踐ヲ期セシムルコト

(三) 事業

(イ) 懇談會ノ開催

勞資懇談ノ機關(委員會)ヲ設ケ産業報國ノ精神ヲ基調トシテ能率増進、待遇、福利、共濟、救養其ノ他各般ノ問題ニ互リ留意ナキ懇談ヲ遂ゲ相互ノ完全ナル理解ト協力トヲ實現シ勞資一體産業報國ノ實ヲ擧グルニ努ムルコト

委員ノ決定、委員會ノ構成並ニ會議ノ方法等ハ各事業

業場ノ實情ニ應ジ適宜之ヲ定ムルコト但シ従業員タル委員ニハ従業員自ラ選ビタルモノヲ加フルヲ適當トス

(B) 救養、保健、福利、共濟、慰安其ノ他ノ諸施設ニシテ特ニ本團體ノ事業トシテ行フコトヲ適當トスルモノハ之ヲ本團體ノ事業トシテ行フコト

(四) 事業場ノ事情ニ依リテハ前項(イ)ノミヲ行フ團體タルモ差支ヘナキコト

(五) 本團體設置ノ勸奨ハ大體従業員百人以上ノ事業場ヲ以テ差當リノ目標ト爲スベキモ事業場ノ事情ニ依リ適宜考慮スルコト

(六) 本團體設置ノ勸奨ニ當リテハ其ノ趣旨ヲ充分納得諒解セシムルト共ニ之ヲ運用ニ付テハ設置ノ目的ヲ充分ニ達成セシムルヤウ啓發指導ニ努メ其ノ充實ヲ期セシムルコト

(七) 事業場ニ於ケル既存ノ團體若ハ機關ニシテ本團體ト精神機能ヲ同ジクスルモノアル場合ニハ別ニ本團體ヲ設クルノ趣旨ニ非ザルコト

(八) 本團體ヲ設置シタルコトヲ理由トシテ労働組合ノ解散ヲ強フルガ如キ舉ニ出ヅルコトハ之ヲ避ケシムルコト

時局と放送

遞 信 省

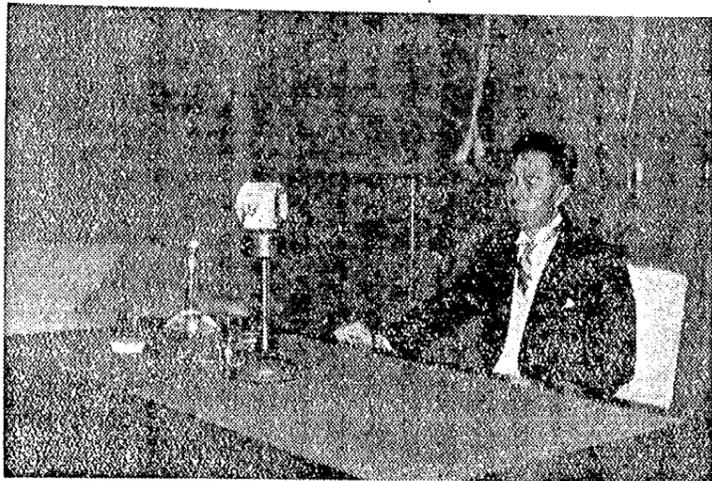
の偉力が防空上に發揮された歴史的なものであった。

私等部隊は津浦線方面の各地に轉戦、今その第一任務を終り、さらに勇躍○○方面に轉進すべく目下瀾流鎮を去る數軒を勇躍征途に上りつゝあります。たま／＼今日夕刻大休止の際、何気なく開設したラヂオのスピーカーに聞ゆる忘れもせぬわれら播磨の唄「山行かば草むす……」今御國を離れて滿目千里濤々たる濁水の中に、この放送にいひ知れぬ感激と感謝とを捧げ度いと思ひます。終りにこの放送を聞いて知らず／＼相擁して涙した將校の名を記して部隊一同に代り御禮申し上げます。

これは戦線から放送局に寄せられた感謝の手紙の一節である。

西国防衛司令部發表——西国防衛管内全地區ニ對シ警戒警報發令……只今西国防衛管内全地區ニ對シ警戒警報發令セラレマシタ

これは去る五月三十日午後十時十四分、小倉放送局が突如放送して全九州人を緊張させたアナウンスである。つゞいて同時五十二分には同じ放送局から北九州山口地區長崎地區に對し、電波に乗つて空襲警報が發令された。これは當時發表されたやうに、同日午後九時前後に鹿児島西方海岸より、國籍不明の飛行機〇機が九州本土方面を窺ふやうに出入したからであつた。幸ひにして聞髪を容れず鮮かな管制が行はれたのに倂易してか、敵機は何等なすところなく逃げ去り、翌日午前警報は解除されたのであつたが、これはわが國で空襲警報が發令された最初であり、しかも又放送



近衛首相の放送

思想戦と放送

今日の時局に際し、事變の目的を達成するにもつとも必要なことは、國民全體が時局のいかなるものであるかを十分に認識すること、政府の政策や意圖が國民に普及徹底し、國民の誰もがこれを納得し理解して、いはゆる國策の線に沿うて活動し協力すること、そしてその國民の決意や行動がまた爲政者に反映し、眞に舉國一致の實が擧げられることである。

放送がこれらの手段として最も適切なるものであることは、一つの弊によつて直接全國民に呼びかけることができるといふ獨特な機能を持つてゐるからである。だから今度の事變が勃發してからも刻々戰況を傳へ、皇軍勇士の活躍を語るラヂオニュースは全國民から非常な關心をもたれ、上海攻陥、南京陥落、徐州大會戰等の折には國民の血をわきたせられた。これに應へて放送協會では、戰況ニュースの迅速を圖るための「早朝ニュース」や、ニュースを補足して一層國民の認識の正確を期するための「ニュース解説」、それから晝間聴取の不便な地方農山漁村のため一日の戰況を中心にと

時局と放送

遞 信 省

の偉力が防空上に發揮された歴史的なものであった。

□

私等部隊は津浦線方面の各地に轉戦、今その第一任務を終り、さらに勇躍〇〇方面に轉進すべく目下瀾流鎮を去る數軒を勇躍征途に上りつゝあります。たまに今日夕刻大休止の際、何気なく開設したラヂオのスピーカーに聞ゆる忘れもせぬわれら擡籃の唄「山行かば草むす……」今御國を離れて滿日千里濤々たる濁水の中に、この放送にいひ知れぬ感激と感謝とを捧げ度いと思ひます。終りにこの放送を聞いて知らず／＼相挫して涙した將校の名を記して部隊一同に代り御禮申し上げます。

これは戦線から放送局に寄せられた感謝の手紙の一節である。

西部防衛司令部發表——西部防衛管内全地區ニ對シ警戒警報發令……只今西部防衛管内全地區ニ對シ警戒警報發令セラレマシク

これは去る五月三十日午後十時十四分、小倉放送局が突如放送して全九州人を緊張させたアナウンスである。ついで同十五時五十二分には同じ放送局から北九州山口地區長崎地區に對し、電波に乗つて空襲警報が發令された。これは當時發表されたやうに、同日午後九時前後に鹿児島西方海岸より、国籍不明の飛行機〇機が九州本土方面を窺ふやうに出入したからであつた。幸ひにして間髪を容れず鮮やかな管制が行はれたのに歸易してか、敵機は何等なすところなく逃げ去り、翌日午前警報は解除されたのであつたが、これはわが國で空襲警報が發令された最初であり、しかも又放送



近衛首相の放送

恩讐戦と放送

今日の時局に際し、事變の目的を達するにもつとも必要なことは、國民全體が時局のいかなるものであるかを十分に認識すること、政府の政策や意圖が國民に普及徹底し、國民の誰かがこれを納得し理解して、いはゆる國運の線に沿うて活動し協力すること、そしてその國民の決意や行動がまた爲政者に反映し、皆に舉國一致の音が擧げられることである。

放送がこれらの手段として最も適切なものであることは、一つの聲によつて直接全國民に呼びかけることができるといふ獨特な機能を持つてゐるからである。だから今度の事變が勃發してからも動々戦況を傳へ、皇軍勇士の活躍を語るラヂオニュースは全國民から非常な關心をもたれ、上海攻陥、南京陥落、徐州大會戰等の折には國民の血をわきたさせた。これに呼んで是迄協會では、戦況ニュースの迅速を図るための「早朝ニュース」や、ニュースを縮まして一般國民の認識の正確を期するための「ニュース解説」、それから民間採取の不佞な地方産山産物のため一日の戦況を中心にと

めた「今日のニュース」などを設けた。そしてニュースの内容については國民の時局に對する正しい認識、正しい輿論の基礎となるため、絶對的に報道の正確を期したことは勿論であるが、さらにこの聖戰の實相と意義を全國民に徹底するに最も適切なものを撰ぶことに努めた。しかもこのニュースを國民大衆のものにしよらうと「分り易いニュース」の編輯にも意を用ひて来た。講演放送も事變勃發當初には、事變の経過と真相の解説に努め、さらに國際關係に關する説明をして國際情勢に對する正しい認識に資した。ついで長期戰の態勢に入ると、戦後の經濟問題、物價問題等いはゆる經濟戰に關する解説に主力を注ぐなど、時事問題に關する權威者の解説的講演をふやし、一般の時局認識の徹底深化と輿論の昂揚に意が用ひられた。また事變が發生して間もなく、八月一日の香月司令官の講演をはじめとして、現在毎週行はれてゐる天津、上海よりの「現地放送」も生々しい材料、實感を以て直接國民の心に觸れることをねがつてゐる。



(順道報軍達營木大)送放況實の表裝し落陷京南1

て、その理解と協力をもとめ、また公正な輿論の聲を聞くにいたつたことである。これは、眞に民意を暢達した強力な政治が、官民の心からなる理解と協力から生れるものだからであつて、總理大臣がマイクを通じてその所信を直接全國民に披瀝することは事變前すでに新しい慣例となつてゐた。

事變の勃發とともに、政府は益々事變の實相と意義を傳へ、帝國の國是乃至戰時體制下の諸法令等を一般に十分徹底させる必要を痛感し、「週報」の活字によつて呼びかけるのと相まつてラヂオの聲を通じて直接國民大衆に叫びかけることが愈々多くなつた。

そこで重大聲明や重要法令の解説を政府當局者がいつでも放送し得るやう、今年一月から毎日午後七時半から十分間、いはゆる「政府の時間」が設けられ、ラヂオは政府と國民大衆とを結ぶ重要な機關となつた。さらに最近では物資の調整、勤儉貯蓄など國民の日常生活と密接な關係をもつ政策の進行するに伴ひ、一般國民の愛國的熱情に基づく國策への協力が必要とするにいたつた實情からみて、政府當局の放送のほか新たに「ラヂオ時局讀本」の時間をつくり、主として時局に關聯

し國民の實踐すべき事項を平明且つ具體的に解説することとなり、ラヂオは一層時局下の國民生活と密接な連繫を持つていたつた。

國民精神總動員運動は今や澎湃たる國民運動となつた。放送はこの運動の當初から全幅の熱意を以てこれに参加協力し、すでに昨年九月にはいち早く國民協力週刊を設け、民間各階級の有力者を網羅して政府の對支那懲方策に對する支持激勵の放送をし、また第一回第二回の國民精神總動員強調週刊はもちろんで、その他にも特別に番組を編成した。最近では全國各府縣の代表者が本運動に關する施設體驗について述べ、政府の放送に對應し民間、地方の力強き叫びを傳へて政府爲政者を激勵し、國民の意思と迫力を國內ばかりでなく、前線の將士にまでも傳へた。

わが國內の放送は朝鮮、臺灣はもとより大部分が滿洲から北支中支にまで中繼されてをり、ラヂオは内地外地の同胞一億を結ぶばかりでなく、日滿支一體の實を擧げてゐるわけである。なほこのほかに對外的に、事變の實相と帝國の眞意を傳へるための「海外放送」は、思想戰の戰士として最もめざましい活躍をし、また新



海外放送室の活動

支那建設のためにも放送は重要な役割を演じてゐるが、これはまた別の機会に譲りたい。

放送はこのやうに今次事變に際し、ニュース、講演、解説により特に國民の認識の統一と官民の協力に専念してきた。時局は今や重大な段階を迎へ、いよいよ舉國總力をつくし、長期建設の態度を堅持して邁進することが緊切となつた。このときに當り、政府としては更に事變の眞義を徹底するとともに、時局處理に關する國策の宣明と徹底を期して益々國論の昂揚を圖り、以て持久戦に對する國民の覺悟を固めることが一層必要となつたものといへよう。この分野における放送の使命はいよいよ重くなつた。しかしこの所期するところが放送において十分達成されるには、どうしても聴取者全體、國民全體の參加協力に俟たねばならぬことはいふ迄もない。この意味でこの際特に

「政府の聲明、解説を希望する事項」

「ラヂオ時局讀本として解説を希望する事項」

「ニュース解説の解説事項」

「一般講演放送、時事解説に對する具體的希望」

等放送の事項、内容について建設的な意見希望を率直に放送當事者たる放送協會又は關係官廳に提議される

ことを望んでやまない。

長期戦と放送

強弓は弦を外して袋に保存しなければならぬ。休養は人間活動の源泉であり、慰安は明日の働きへの原動力であつて、間斷なき緊張と高潮を持續することは超人でないかぎり不可能なことである。

國民にしても同様で、偉大な活動をしようとする國民は、情操を養ひ、心にゆとりをもち、それではじめて沈着、冷静且つ大膽に國家の前途を開拓出来るものといへよう。こゝに慰安放送の國家的な使命があるので、放送による洗練された音楽や健全な演藝は一人一人の慰安であるばかりでなく、また國民の國家的活動の原動力であるといへる。

事變の發生はこの慰安放送をも時局と緊密に接觸させた。すなはち、演藝、音楽を通じて健全な花を圖り、一面、勇壯活潑、銃後を緊張せしめるに足る内容のものを盛るとともに、ドラマ等によつて慰安の中に國民精神總動員の趣旨を織り込み國民の覺悟を促してきた。また平易で大衆的な演藝を通じて國民精神を昂

揚し、國民の士氣を振作するため、大衆演藝と呼ばれる講談、浪花節、琵琶、大衆物語、義太夫などには皇軍勇士の活躍、銃後の佳話、古今の忠勇美談、孝子節婦の美事善行等日本精神を根幹とする教化的な内容のものが多く演ぜられた。この半面、清新明らかな音楽や健全な娯樂を送つて、激務に疲れた民心に慰安と休息と歡喜をあたへ、これによつて長期に備へての國民が新しい力を得て、新鮮なそしてゆとりのある氣持で毎日の仕事をし、それが國家興隆の基をなすやうにと努めてきた。電波の中に聴く拍手の音に喉の熱くなるのを覺える傷病將士慰安の放送や、また出征將士慰問の放送も事變以來しばしば繰り返されてきた。

今日長期戦に際し眞に堅忍持久し得るために、一方國民體位の向上が叫ばれ、放送はラヂオ體操を通じて、これに貢獻してゐるわけだが、これと並んで國民精神の昂揚、國民感情の高潮のために時局下における慰安、娯樂の問題が國策的なものとして取りあげられるに至つた。すなはち従來個人や家庭のものと考へられた慰安、娯樂の作用を通じて、明朗な空氣を國民生活の中に漲らすことによつて、國民の士氣を鼓舞し、堅忍不拔

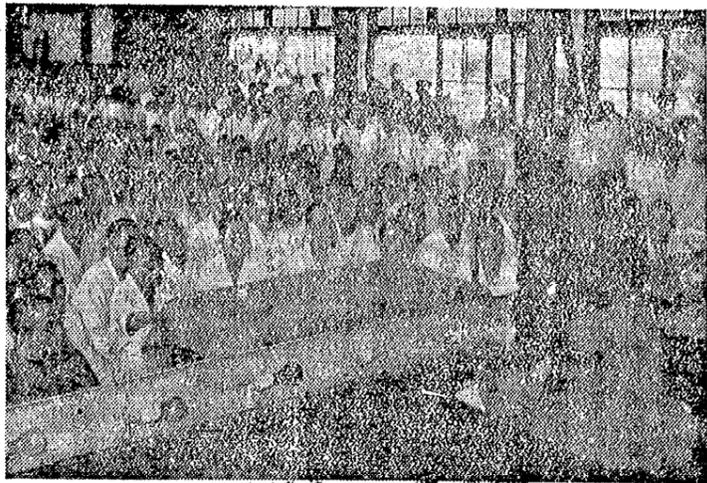
の國民精神を養ひ、より強力な緊張と團結を得ようとする事がそれである。

この趣旨から考へてくると、國民精神の作興と日本文化の向上とを使命とする慰安放送の任務が、益々重くなつてきたといふべきで、放送こそ時局下の國民娛樂として最も重要な地位を占めるものである。ドイツにおいて彼のゲッベルスが「ラヂオは獨逸國家政策の最も重要な指導機關」であるといひ、また

ラヂオの使命は劇團や音楽會に出かける時間にも金銭にもまた機會にも恵まれてゐない大多數を占める大衆に慰安と娛樂と休息を興へるにある。何となれば國民の大多數が歡喜と明朗に溢れて日々困難な業務を運んで行くのと、頭を垂れて憂鬱に毎日を過すのでは其處に國力の伸暢上非常な差が生ずるからである。

といつてこれをラヂオの指導精神としてゐるのは、注目し得る。

いまわが國において、長期持久のために何より必要なのは、國民が永く澆刺たる元氣を持續し精神的に練々たる餘裕ある生活を維持することである。これに



(て於に院病一第軍陸)後午の間慰士將病傷

對しこの慰安放送に與へられた課題は、國民に健全明朗な精神を吹きこむといふ以上に、積極的に國家の意思を國民に徹底させることに協力し、且つ堅忍不拔の國民精神を振作する國民劇、公共劇を育成すること、それから國民感情を昂揚し、國民精神の統一に役立ち、しかも外國の水準を凌駕する國民音楽の發達を圖ることであるが、これはまた關係者並びに一般の心からなる諒解と支援協力によつてのみ實現できるものである。

時局とラヂオの普及

支那事變の勃發によつてラヂオの増加は空前のレコードを作つた。すなはち昨年の八月から今年の七月までの一年間に放送聴取者の數は、實に六十八萬の増加を見、現在は總計三百八十萬に達したのであつて、一戸五人とすれば約二千萬人が毎日ラヂオに耳を傾けてゐるわけである。この著しいラヂオの普及は、主として事變ニュースに繋がる國民の關心や、國策放送の増加、慰安放送の擴充によるものであるが、なほ左の諸施設もこれに與つてゐる。

(イ) 市區役所、町村役場、警察署、郵便局等一般國民と直

接接觸する官公署に對し、放送聴取料や施設の許可料を免除しラヂオの設置が奨励せられたこと

(ロ) 全國青年團に對し一分團一個を目標としラヂオの普及が奨励されたこと

(ハ) 出征軍人家族に對し聴取料、許可料が免除されたこと

(ニ) 全國のラヂオ未施設村に受信機が寄贈されたこと

(ホ) ラヂオの高音や雜音を防止するため各府縣でその取締の規則が施行されたこと

(ヘ) 晝間配電線のない地方にも夜間配電時間が延長されたこと

(ト) 東京に百五十キロ大電力放送が開始されたこと

これらの對策が特に農山漁村に役立つたせいいか、喜ばしいことには最近農山漁村にラヂオが普及して、都市よりも郡部の増加が多くなつた。このことはまたラヂオが今や一般大衆の生活必需品となつたことを示すものであり、農山漁村振興のためにも慶賀すべきことである。

市郡部増加割合三ヶ年比較

年 度	市 部	郡 部
昭和一〇	六三・二%	三六・八%
一 一	五四・七%	四五・三%
一 二	四八・一%	五一・九%

の国民精神を養ひ、より強力な緊張と團結を得ようとする事がそれである。

この趣旨から考へてくると、国民精神の作興と日本文化の向上とを使命とする放送放送の任務が、ますます重たくなつてきたといふべきで、放送の事務局下の「国民精神」として最も重要な地位を占めるものである。ドイツにおいて夜のケッペスが「ラジオ」は「国民精神」の最も重要な要素であるといひ、またラジオの使命は「国民精神」に出かける時間にも金銭にもまたたけなく止まされておちい大々歌を占める大に別安と何となく体息を興へるにある。何となれば「民の大を我が心と」に溶れて日々困難な「心」を運んで行くのと、頭を垂れて憂鬱に毎日を通すことでは其處に國力の伸張上非常な差が生ずるからである。

といつてこれをラジオの指導精神としてゐるのは、注目にはなる。いまわが國において、長年持欠のために何より必要なのは、国民が永く奮闘たる元氣を持統し精神的に練々たる餘裕ある生活を維持することである。これに



(て於に院病一第軍陸)後午の闘士將病傷

對しこの慰安放送に與へられた課題は、國民に健全明瞭な精神を吹きこむといふ以上に、積極的に國家の意思を國民に徹底させることに協力し、且つ堅忍不拔の國民精神を振作する國民制、公共制を育成すること、それから國民感情を昂揚し、國民精神の統一に役立ち、しかも外國の水準を凌駕する國民音楽の發達を門ることであるが、これはまた關係者並びに一般の心からなる諒解と支援協力によつてのみ實現できるものである。

時局とラジオの普及

支那事變の勃發によつてラジオの増加は空前のレコードを作つた。すなはち昨年の八月から今年の七月までの一年間に放送聴取者の数は、實に六十八萬の増加を見、現在は總計三百八十萬に達したのであつて、一戸五人とすれば約二千萬人が毎日ラジオに耳を傾けてゐるわけである。この著しいラジオの普及は、主として事變ニュースに繋がる國民の關心や、國策放送の増加、慰安放送の擴充によるものであるが、なほ左の諸施設もこれに與つてゐる。

(イ) 市區役所、町村役場、警察署、郵便局等一般國民と直

- (イ) 市區役所、町村役場、警察署、郵便局等一般國民と直接接觸する官公署に對し、放送聴取料や施設の許可料を免除しラジオの設置が奨励せられたこと
- (ロ) 全國青年團に對し一分團一個を目標としラジオの普及が奨励されたこと
- (ハ) 出征軍人家族に對し聴取料、許可料が免除されたこと
- (ニ) 全國のラジオ未施設村に受信機が寄贈されたこと
- (ホ) ラジオの高音や雑音を防止するため各府縣でその取締の規則が施行されたこと
- (ヘ) 書簡配電線のない地方にも夜間配電時間が延長されたこと
- (ト) 東京に百五十キロ大電力放送が開始されたこと

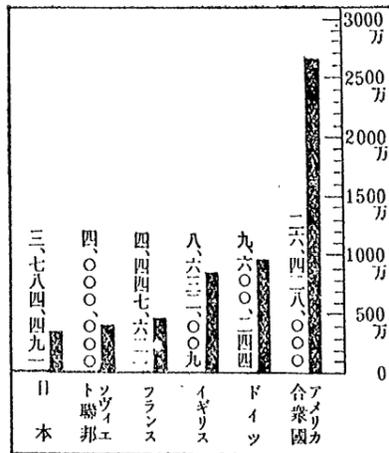
これらの對策が特に農山漁村に役立つたせいか、喜ばしいことには最近農山漁村にラジオが普及して、都市よりも郡部の増加が多くなつた。このことはまたラジオが今や一般大衆の生活必需品となつたことを示すものであり、農山漁村振興のためにも慶賀すべきことである。

年	市部	郡部
昭和一〇	六三・二%	三六・八%
〇	五四・七%	四五・三%
一	四八・一%	五一・九%

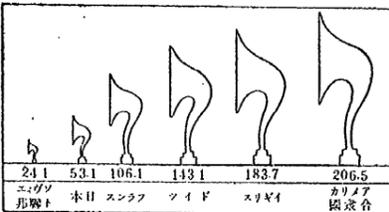
市部郡部増加割合三ヶ年比較

しかしながら、ラヂオの普及については各國とも國家的見地から積極的に努力し、その増加の趨勢はまことに顯著なるものがある。したがつてわが國の最近の激増を以てしてもなほ聴取者總數においては米、獨、英、佛、ソ聯につぐ第六位にあり、しかもその普及率は二十數位を占めるに過ぎぬ状態にある。

各國ラヂオ聴取者數



各國ラヂオ普及率(人口千)



論の昂揚、國民精神總動員に、放送を最も有効に用ひるためには、どうしてもラヂオの徹底的な普及を期することが國家的な立場から極めて重要なものであることはいふまでもない。

そしてこのラヂオ普及に必要なことは、放送プログラム改善充實、優秀にして廉價な受信機の製作、電力料金の低下、雑音の防止等であつて、これらは放送事業の當事者や政府の努力によるとともに、受信機製造業者、販賣業者、電氣事業者の方々の有機的な参加協力に俟つところが極めて大きい。さらにまた必要なことは放送關係者と聴取者相互の理解と協力であり、國民全般の放送に對する十分な認識と好意とである。かくして、その綜合した力によつて、いかなる僻遠の地の人もラヂオを備へつけ、國民が一人残らずラヂオの聴取者となることができれば、そこで眞に國家的な國民的なラヂオの完成が見られるのである。

富金山を占領す

陸軍省新聞班

江北戦線

一 固始、光州方面

九月六日夕、固始を占領せる我が部隊は、七日午前十時四十分同地を出發西進を開始し午後五時頃陽關關舖西方において曲河を渡河し、八日には小河橋附近において追撃砲を有する約二百の敵を撃退した。九日夕、更に曲河西方四軒胡簇舖附近の敵を撃退した。交戦した敵は第三十八師及び騎兵第八師で、我が右翼方面のみにおける敵の遺棄死體約百二十であつた。我が損害は八、九兩日に亘り戦死十八名、戦傷者八十二名である。

我が軍は依然西進を續行、十日三角店附近に據る敵を攻撃し、十一日午前九時三角店(固始西方二十四軒)を占領した。敵は前日の第三十八師の一部で我が右翼方面に

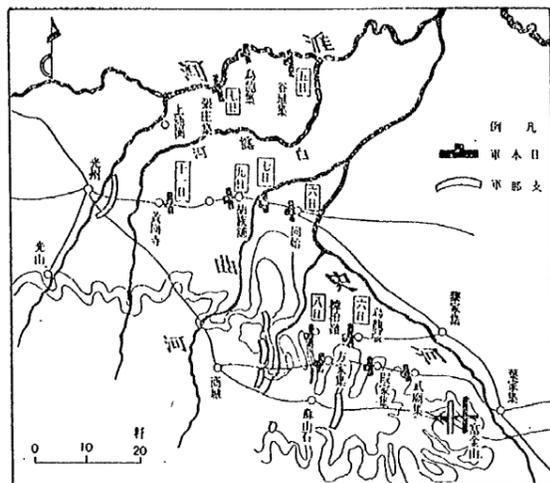
おける敵の遺棄死體百五十であつた。同日午後三時頃飛行機の偵察によれば、春河集方面においては彼我交戦中で敵は逐次後退しつゝある模様である。午後十時三十分黃寺崗に到着、十二日夜には光州東北方約三里の地點に進出した。

二 富金山方面

葉家集附近に進出せる我が軍は、九月三日より史河西側富金山附近一帶の山地に堅固なる陣地を構築し、頑強に抵抗する第三十一、三十五、六十一、百十三、百十四、三十七、八十八、百三十二、百三十三、百三十九、騎兵第十三師の十二ヶ師及び軍官學校學生隊を相手として力攻中である。

六日日夜時における我が軍の態勢は右支隊は第八十八

光州商城方面戦況要図



師及び軍官學校學生隊約一千の敵を撃破して堆子に、右翼隊は彭家畝及び劉家松林の敵を撃破した。また左翼の諸隊は富金山の敵を力攻中であるが未だ山頂を奪取するに至らなかつた。また別に北方より策應中の我が一部隊

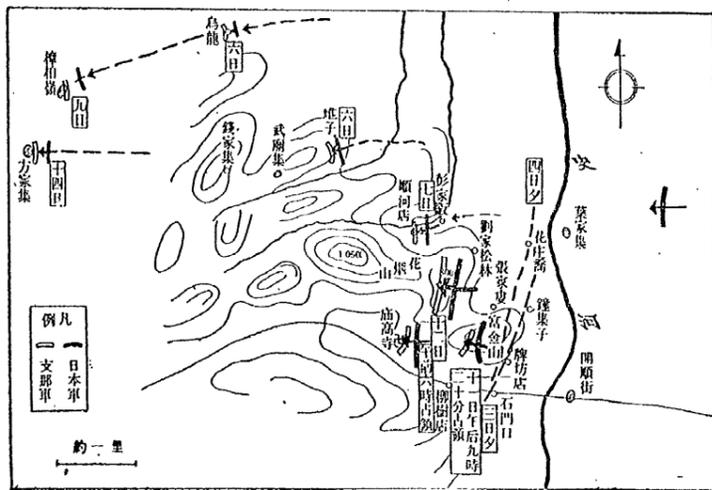
は、敵と遭遇することなく六日午後六時その先頭部隊は郭陸灘東南方八軒に在る烏龍堰西方地區に進出した。七日富金山方面における戦況は大なる変化はなかつたが、右翼隊方面の戦況は進捗し右第一線は午後五時順河店前面に進出した。この正面の敵も堅固なる陣地に據つて依然頑強に抵抗を續けてゐる。七日夕迄に撲滅した敵の掩蓋機關銃は約百四十である。九月八日迄に判明した戦果の主要は次のやうである。敵の遺棄死體、堆子方面三百、右翼隊方面二千以上であつた。
 六日烏龍堰を占領した我が部隊は更に西進、八日拂曉より樟柏嶺附近の敵を攻撃した、この日右翼隊前面に新たに第二十七師及び軍官學校學生隊が現はれた。九日依然重點を八百高地に向けて攻撃、右翼隊の最左翼方面において富金山東側角の一峯を奪取することが出来た。九日右翼隊前面の敵に與へた損害は遺棄された死體三百以上、撲滅した機關銃十數箇であつた。十日には右翼隊前面における八〇高地山麓陣地を奪取した外變化はない。九月三日以來八日迄の我が損害は戦死傷合計六百二十六名である。

十一日新銳砲兵部隊及び航空隊協力の下に總攻撃を開始し、引續き夜間攻撃に移り左翼隊は遂に午後九時二十分富金山を、また右翼隊は十二日午前六時八百高地顛頂を完全に占領した。敵は山頂の一部を残し主力は退却したもののやうである。なほ順河店及びその前面の敵は頑強に抵抗を續けつゝあり、また十一日夜には迫撃砲を有する敵の一部隊がわが背後にある開順街附近に襲來したが十二日朝これを撃退した。我が軍は十二日には殘敵を掃蕩して順河店、廟高寺附近に進出日没となつた。
 富金山附近における戦況において、九月三日より十三日に至る間の戦果の主要は敵の遺棄死體四千六百三十、捕虜百一、鹵獲品迫撃砲三、重機關銃二、輕機關銃三六、小銃四九一等であつた。

三 淮河遡江部隊

固始方面に行動中の我が軍に協同するため、淮河を遡江中の開宮部隊は七日午前十時三十分烏龍集西方三十軒張庄集に達した。八日には上油崗(光州東北方六里)附近に在る敵の騎兵三百五十と交戦し敵兵四十五、馬二十三

富金山附近戦況要圖





撃猛を敵で運鐵いなのもーレ

を登し兵五十四、馬二十四を鹵獲、同日午後一時二十分同地を占領して所命の任務を達成した。十日午後一時頃山砲三門を有する約五百の敵が襲来したが、夕刻頃これを西南方に撃退した。

四 廣濟、黃梅方面

六日廣濟を占領した我が軍の一部隊は七日午後五時松陽村に進出した。當面の敵の大縱隊は廣濟—漕河鎮道を退却した。六日夜我が背後大河鋪及び金中鋪方面に對し約二ヶ師の敵が后山鋪方面より來襲したが、我が警備部隊の奮戦により七日朝迄これを悉く撃退した。撃破された敵は目下苦竹口、后山鋪、破山石附近に陣地を構築中である。敵の遺棄死體二百三十、主なる鹵獲品、迫撃砲二、チニコ銃二、自動小銃一、小銃四十六、我が損害は戦死十名、戦傷者三十四名であつた。

八日松陽村を占領した我が部隊は更にその西方老頂塞附近の敵陣地を攻撃中である。

九日には敵約二ヶ師松陽村、十里鋪に對し南北兩方向より來襲したが十日天明に及んでこれに大打撃を與へて

撃退した。我が損害戦死五名、戦傷五十四名である。

十日には我が一部隊は界嶺附近に進出した。廣濟附近の我が軍は敵の執拗なる反撃を撃破しつつ、爾後の行動を準備中である。

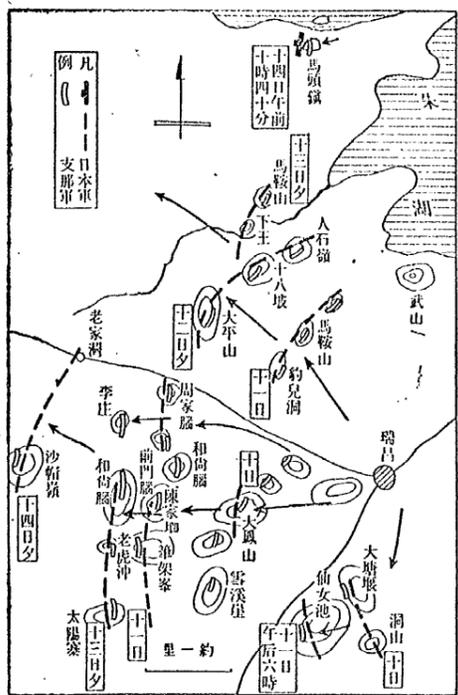
黃梅攻撃開始以來廣濟占領迄に交戦した敵の兵力は李品仙の指揮する約十九ヶ師十種加農砲一中隊、野砲二ヶ大隊、山砲一ヶ大隊で戦果の大半は、敵の遺棄死體一万五千五百、捕虜千二百、鹵獲品野砲六、迫撃砲一〇、重機關銃二、チニコ銃一、連射砲四等であつた。

江南戦線

五 瑞昌西方地區

石木、平田等の部隊が九月三日瑞昌西方地區の敵攻撃開始以來五日迄の戦果の大半は次のやうである。敵の遺棄した死體六百八十、鹵獲品は重機關銃九、輕機關銃五、自動小銃百三十、小銃四百で、

圖要況戦面々方西昌瑞



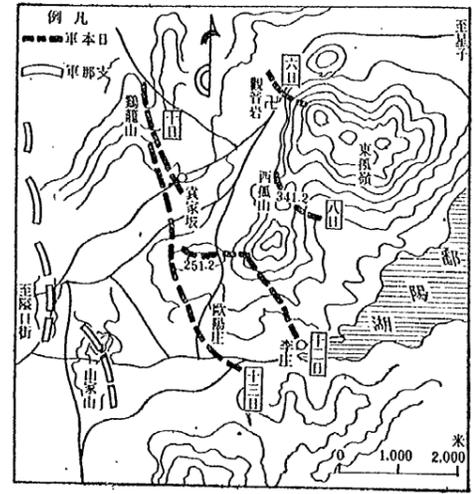
した。十日早朝、瑞昌西南方五料大塘堰、洞山の線より攻撃を開始した我が第一線部隊は、同日夕刻仙女池の線に進出した。

十三日夕には更に西方無名水流北岸馬鞍山、下王の線に、他の部隊は同日正午老鼠沖、太陽寨を占領した。馬頭鎮攻略中の永井部隊は海軍陸戦隊と協力し十四日午前十時四十分これを占領した。

六 西孤山方面

悪戦苦闘遂に東孤嶺を占領した我が軍は、五日夜東孤嶺標高三百五十高地に對する敵の逆襲を撃退し、六日には觀音岩附近の敵陣地を奪取した。我が軍は八日攻撃の重點を東孤嶺より西孤山に向け夕刻その山腹陣地を奪取した。九日夕更に前方吳家、上頭王、西孤山の線を奪取し左翼方面より戰果を擴大し十一日夕刻まで第一線部隊は鷄籠山、袁家坂、西孤山の線に進出した。十二日午前九時、我が部隊は西孤山最高峰に對し攻撃を開始し爭奪戦の後遂にこれを完全に占領した。十二日夕我が第一線は鷄籠山、芭茅橋、胡家、西孤山最高峰、李庄の線に在る。十三日には戰鬪更に進展し午後三時鷄籠山、胡家、二五一高地、陶家灣、歐陽庄の線に進出し、前方山家山の敵に對して攻撃準備中であつた。

西孤山方面戰況要圖



十一日拂曉一齊に攻撃を開始した我が軍は、午後五時には馬鞍山、釣兒洞、嚴家山及び陳家壩、筆架寨の線に進出した。

江上、空中より武漢進撃に協力

海軍省海軍軍事普及部

遂行に痛傷を齎してゐる。

航空戦

九月六日

引續きわが海軍部隊は各方面とも奮戦また奮戦、戰果の擴大に全力を傾倒してゐるが、勇猛なる江上艦艇は、敵が最後の足掻きとして開隙ないうまに設置した水中障害物や機雷に對して、兩岸陣地よりの執拗なる敵十字砲火雨燕の下に、敢然として排除突破に努め、歩一步武漢に迫つてゐる。これと相策應する航空部隊は、友軍艦艇の江上進撃を阻害するこれら兩岸敵陣地の破壊はいふに及ばず、廣濟、瑞昌、德安方面の各主要陸上戦線を初め鄭州その他各方面に互り陸軍部隊の進撃に緊密且つ絶大な支援をなしつつある。

一方僅かに餘喘を保つ奥地敵空軍基地を急襲して決定的に空軍再建を不可能ならしめると共に、敵の動脈たる粵漢線の要點たる銀盞塢、源潭その他の鐵橋を連日爆破して修理の餘裕を與へず、依然不通ならしめ敵軍の作戦

- (一) 山ノ上少佐の指揮する南昌方面攻撃部隊は、汽車站附近の軍需品倉庫と兵舎、さらにその附近の約二十棟の倉庫群をも爆撃、これを潰滅數ヶ所を炎上せしめた。また南潯鐵道終點附近の大倉庫の残存せるもの三十を爆撃炎上せしめ、南昌に通ずる大橋を爆破した。
- (二) 森大尉の率ゐる部隊は、極めて不良な天候を克服してよく寧鄉飛行場を攻撃した。空中、地上共に敵機を認めず飛行場滑走路を爆破した。
- (三) 九江方面攻撃部隊は、陸軍作戦に協力し左記戦

果を収めた。

(イ) 亀渡邊、井上各大尉及び北島中尉の率ゐる部隊は、陸軍部隊の廣濟攻略に對し、全線に亘りこれが進出を支援し、敵進防陣地、兵站部隊、軍用自動車群に對して徹底的な掃蕩を敢行、多大の損害を與へ、これを潰走せしめた。

(ロ) 德安附近及びその南方においても、敵野砲陣地、集團部隊を各所に爆撃、これを制壓した。

(ハ) 瑞昌西北地區の敵兵は、陸軍部隊の攻撃に浮足立ち、群をなして潰走し始めたので、海軍航空隊の數十機は、反復これを爆撃、徹底的な損害を與へた。

(ニ) 廣東方面攻撃に向つた部隊は、引續き粵漢鐵道源潭驛附近鐵橋を攻撃、これを爆破した外、線路數ヶ所を切斷した。

九月七日

海軍航空部隊は、陸軍作戦に全面的協力をなし、前而の敵を攻撃した。

(一) 廣濟西方地區において、既走兵、貨物自動車群の頭上に反復銃爆撃を敢行、多大の損害を與へた。

(二) 漕家鎮附近の敵集團部隊を攻撃し、これに潰滅

的損害を與へ軍需品集積所をも爆破した。

(三) 蕪水附近敵集團部隊に對し、徹底的な爆撃をなし多大の損害を與へた。

(四) 瑞昌西北地區に蟠居する敵重砲、野砲陣地及び集團部隊に對し終日反復爆撃を敢行し、これを制壓した。

(五) 午前九時九江上流に來襲した敵重爆六機を追つたわが戦闘機は、その三機を撃墜した。

九月八日

(一) 中支方面攻撃に向つた部隊は、悪天候を冒し、揚子江兩岸一帯の敵陣地、集團部隊を攻撃した。殊に武穴及びその對岸地區における重砲、野砲陣地に對しては、反復これを爆撃制壓し多大の損害を與へた。

(二) 吉安飛行場攻撃部隊は同飛行場滑走路を爆破した。

九月九日

(一) 中支方面攻撃部隊は、遼江部隊の作戦に協力し、江岸敵陣地を爆撃、これに多大の損害を與へた。なほ玉山攻撃部隊は、同飛行場附屬建物數棟を大破し、全機無事歸還した。

(30)

(二) 南支方面攻撃部隊は、粵漢線交通路の遮斷に向ひ、源潭鐵橋、畢村莊鐵橋を爆撃し、橋梁の一部を大破又は落下せしめ、橋脚及び線路を破壊した。更に附近にあつた貨車群と倉庫を爆破し、全機悠々歸還した。

九月十日

(一) 中支方面

(イ) 揚子江方面攻撃に向つた部隊は、江上艦艇及び陸軍部隊の作戦に、全面的協力をなし、江岸の敵陣地、敵據點部等を爆撃、これを制壓した。

(ロ) 京漢線攻撃に向つた部隊は、許昌及び鄧城を襲撃し、驛附屬建築物、倉庫を爆破、線路數ヶ所を切斷し、橋内に堆積してあつた加工品に大火災を起さしめ、全機無事歸還した。

(二) 南支方面攻撃に向つた部隊は、左記戦果を収めた。

(イ) 源潭鐵橋攻撃部隊は、橋梁の一部を落下または垂下せしめ線路數ヶ所を切斷した。

(ロ) 畢村莊攻撃部隊は、同鐵橋残存部を爆撃し甚大なる損害を與へ、更に線路を遮斷した。

(ハ) 廣九線遮斷に向つた部隊は線路數ヶ所を切斷した。

九月十一日

(一) 柴田大尉の指揮する光山攻撃部隊は、敵の密集せる同市街全面的に確なる爆撃を敢行、これを潰滅せしめた外、同市東部において敵兵を搭載せるデヤンク群を爆撃、約二十隻を飛散せしめ全機無事歸還した。

(二) 揚子江方面攻撃部隊は、遼江部隊及び地上部隊に協力、猛烈な地上砲火を冒して、江北、江南の敵重要陣地及び據點を爆撃し、多大の損害を與へた。

(三) 南支方面攻撃に向つた部隊は、廣九線上空にその雄姿を現はし、新塘驛及びその附近と塘頭厦驛とを攻撃、線路數ヶ所を切斷し、なほ石灘鐵橋に對しても大損害を與へ全機無事歸還した。

九月十二日

中支方面攻撃に向つた部隊は、折からの快晴にその全力を挙げて、江上艦艇と地上部隊の作戦に協力し、または遠く隴海線上に飛び、著大な戦果を収め全機無事歸還した。

(一) 添田大尉の率ゐる〇〇機は、隴海線上の要衝鄧州驛を襲撃し、構内にあつた貨車群數十輛と附屬大

(31)

週報の友

(カットは週報の友)

頒布方法について御しらせ

九月十四日第一號を發行しました「週報の友」の頒布方法について種々お問合せもありませんので、今後次のやうな方法によることに致しました。御承知下さい。

週報の資格——週報には資格で送上げる方針ですが、「週報自」とは、週報、週報が相着して、週報に購する共同研究、相互の意見交換等をなすことにより、関係を理解し、時局の認識を一層深まらうとする場合を原則とします。

頒布の方法——右の週報で「週報の友」を配布される向きは、(イ)責任者名、(ロ)自の住所、(ハ)自の住所、(ニ)職業、(ヘ)責任者氏名、(ホ)自の活動、「週報」の利用方法を明記して、(下)購入中の書店の他、(四)水方をお送り下さい。その店からお届けする手配して頂きます。(送って内閣情報部へ、宛先、申込は、今後お断りすることにします。特別の事情で販賣店を通じられないとか、そこで要領を得ないとか、いふ場合は「内閣印刷局発行課」へお問合せ下さい。

一般申込——一般個人や週報の友市見は、一部二錢送料不要の割合で、最寄の書店を他へお申込み下さい。ない場合は直接「内閣印刷局発行課」へお申込み下さい。

週報の友への投稿——これは従来通り、「内閣情報部週報刊行課」へ御送り下さい。

江上作戦

九月七日

揚子江海軍週江部隊は、困難なる状況の下に兩岸敵陣地を制壓しつゝ、逐次掃海前進を續けてゐる。

倉庫を爆破し、集積せる軍需品多量を炎上せしめた。なほ構内外の線路敷條を切断し、多大の損害を與へた。

(二) 勝見大尉と小川中尉の指揮する部隊は、瑞昌南西地区及び江岸の前線地区に蟠居する敵軍據點部を襲撃、地上部隊の進撃に策應した。

(三) 屋中大尉は〇機を率ゐて河南省に飛び、南城南西方地区全面に互り蠢動する敵密集部隊に、銃爆撃を敢行し、敵據點部落數ヶ所を爆破炎上せしめた。

(四) 長江方面攻撃は、主として江上艦艇の作戦に協力、江岸にあつた執拗なる敵野砲陣地、迫撃砲陣地の潰滅を期し、隨處に敵を攻撃、これを制壓沈黙せしめた。

(五) 拾貝大尉指揮の別働隊は、密雲を衝き南城飛行場を攻撃し多大の戦果を収めた。

實施される商店法

厚生省

多年懸案になつてゐた商店法は、本年の第七十三回帝國議會において政府の原案通り可決、去る三月二十六日法律第二十八號を以て公布され、同法の施行期日に關する勅令も去る八月三十一日勅令第六百十八號を以て公布せられ、去る本年十月一日より一齊に實施されることになつた。(但し商店法第三條及び同法第六條の規定實施のために、豫じめ必要な範圍内においては九月一日より施行された。)

商店法制定の趣旨

「我國ニ於ケル商店ノ營業時間ハ徒ラニ冗長不規律ニシテ營業時間ノ深夜ニ及ブモノ尠ナカラズ。斯ノ如キハ國民ノ保健衛生上甚ダ遺憾トスル所ナリ。仍テ商店ノ營業時間ヲ適當ニ制限シ休日ノ制度ヲ設ケ以テ商店使用人ノ保護ヲ圖

ルノ要アリ

とは商店法を議會に提出した際の提案理由である。

商店法の制定を何故必要とするか。その理由は、

第一に商店使用人の保健衛生の向上を圖るといふことである。現在わが國における商店經營の實情を見ると、營業時間はたいてい經營者の自由に放任されてゐるため甚だしく冗長無統制であつて、閉店時刻なども午後十一時または午後十二時を超えるものが少くない状態である。百貨店については「百貨店法」に基づいて閉店時刻が制限され、また料理店、飲食店等については「警察命令」により終業時刻が制限されてゐる場合もあるが、一般商店については従来使用人保護の見地から營業時間または閉店時刻等を制限する法律は無く、たゞ同業組合、同業者團體等の自治的申合せによつて閉店時刻の制限を實行してゐる場合があるに過ぎない。

しかし、かゝる自治的協定は理密業では比較的發達してゐるが、その他の業態については見るべきものが

極めて少く、客足のと絶え勝ちな深夜の商店で店員が眠むさうな恰好をして店頭に坐つてゐる實情は、恐らく道行く人たちの注目を惹いてゐるところであらう。かやうに營業時間が深夜にまで及ぶことは店員を徒らに過勞に陥らしめ、その健康に大きな影響を與へてゐるのである。

最近陸軍省で調査した徴兵検査の結果によると、商業に従事してゐる者が有業者中最も體格が劣つてゐる。即ち甲種の率を見ると、水産業が第一位で、鑛業、交通業、農業、工業といふ順序で商業が最も劣つてゐる。反對に丙種の率を見ると商業に従事してゐる者が第一位である。商店使用人の體格が悪いことはこれによつても明瞭に示されてゐるのである。

商店の營業時間を適當に制限し、休日の制度を法律で規定し、商店使用人の保健衛生の向上を圖るといふことは今日の時局からしても是非必要であり、商店法制定の最も重要な意義はこゝにあるのである。

第三に商店使用人に修養、勉學、訓練の機會を與へることの必要は商店法制定に當り特に要された事柄である。商店の營業時間は早朝より深夜に及び、商店使用人は修養、勉學の時間を持つことが少く、動もす

れば新時代に適應した商店使用人として、また將來立派な商人として必要な修養、訓練を積む機會を失ふ嫌がある。折角將來に希望を抱いて商業に従事するに至つた多數の青少年が、遂に修養、勉學、訓練の暇なく、有爲の商店使用人たり得ないことは單に本人のために甚だ遺憾であるばかりでなく、店主にとつても商業經營上の重大な損失で、また國家有爲の材を失ふことでもある。

商店法施行後は、夜間多少の餘暇も出来、また休日も適當に利用出来るので、修養、勉學、訓練の機會も得られることになる。さらに進んで心ある店主や先覺者が商店法施行のこの機會において、店員の修養、待遇、體位向上の施設等に一段の努力を拂はれるならば、商店法は將來重要な影響を齎すべき礎石ともなるのである。

第三に現在の如き冗長不規程な營業時間を適當に制限することは、冗費の節約ともなり、商店の經營を合理化することになる。料理店業、飲食店業等では午後十時以後も相當の売上高があるであらうが、物品販賣業や理容業は午後十時以後の營業は極めてわづかである。元來、一都市における消費者の購買總量は一定

の時、一定の所では大體一定してゐて、商店の早仕舞、晩仕舞によつて伸縮することはあまりない。一般的に見て晩仕舞になればなる程、經費を要する割合に利益なく、むしろ損失となるのであつて、大體通りがかりのいはゆる散歩客、或ひは少數の顧客のために犠牲となるわけである。この點に關し先年當局で全國の都市中、夜間特に賑やかな繁華街について調査したところによれば、午後十時以後の營業状態は顧客數は一日の總數の五・二%、売上金額は一日の總數の三・五%に過ぎなかつた。

従來も著名な商店が特に閉店時刻を繰上げたために、經營の合理化に役立つばかりでなく、却つて売上總額は漸増した事例もある。法規による閉店時刻の制限は、他の商店との不當競争を惹き起す虞れがないから、商店經營上かへつて有利となり電燈料、燃料その他萬般の消耗品の節約ともなる。

商店法についても、民間の當業者中より早くから法律制定の要望が唱へられたのは、單に使用人の保護ばかりでなく、かゝる經營の合理化に期待するところが少くなかつたからであらう。

その他にも商店法制定の必要な理由はいくつもある

と思ふが、その最も主な理由は商店使用人の保健衛生上の改善を圖るといふことである。

法律の内容

商店法は商店使用人の保健衛生上の改善を圖らうとする重要な使命を以て制定されたのであるが、それならばどんな事項を規定してゐるか。その概略を述べると、閉店時刻に關する規定と休日に関する規定を中心として大商店に對する特別規定、使用人の危害豫防と衛生に關する規定、店舗管理人に關する規定、罰則規定等十八ヶ條から成つてゐるのである。

一 適用範圍(第一條、第十七條)

商店法の適用範圍を先づ場所的に述べると、營業時間の制限を必要とするのは、主として都會地であるから、本法は市についてはすべてこれを適用することとし、町村については市と隣接してゐる町村で、市と同じに本法を適用しないと不公平となり、不當競争を生ずる虞れのある場合に、厚生大臣が指定して本法を適用するのである。その他の町村にまでこの法律を適用することは今のところ考へて居らなからう。

次にどんな商店に適用されるかといふと、本法は

物品販賣業と理容業を営む店舗に限り適用されるのである。使用人の有無はこれを問はない。物品販賣業の中には、小賣業も卸賣業も入るのであるが、料理店業と飲食店業とはこれを含まないことに勅令で決められてゐる。理容業とは理髪業、結髪業、美容術業をいふのである。

料理店業や飲食店業についても使用人保護の見地からすれば、同様に取扱はねばならないのであるが、これらは業態の性質上同様に制限することが困難なので、別に考慮することとし、本法の適用の外に置いた。

なほ第一條の物品販賣業と理容業は營業として行ふものを指すのであるが、營利を目的としない例へば市町村や産業組合または消費組合が經營してゐる物品販賣、或ひは理容の事業でも使用人保護といふ點からすれば特にこれを除外する理由がないので、第十七條においてこれらの營利を目的としないものでも店舗を備へてゐる場合には本法を適用することにしたのである。

二 閉店時刻(第二條 第三條 第四條)

商店使用人の保護を圖るためには、就業時間の制限が最も適切であり、且つ最も必要なのである。しかし

商店の經營は一般顧客を対象とするものであつて、現在わが國商店經營の實情では、限られた一定時間内に營業の目的を達することは至難のことであるから、就業時間の制限は將來の問題に譲り閉店時刻を制限して間接に使用人の就業時間を制限したのである。

本法は閉店時刻を原則として午後十時とし閉店時刻後顧客に對する物品の販賣或ひは理髪等を禁じたのである。

閉店時刻は前述のやうに原則として午後十時とされたのであるが、社會生活の必要から二三の例外が認められてゐる。即ち閉店時刻前より引續き店舗に在る顧客に對しては營業をすることが出来、また負傷、疾病、災害その他緊急の事由を提示した顧客に對しては、その必要に應ずる物品を販賣することが出来るのである。

また夜間特に腹賑な地域で、午後十時といふ閉店時刻に據ることがひどく困難であるものについては、地方長官(東京府においては警視總監)が地域を限り午後十一時迄閉店時刻を繰延べることが出来る。この地域を指定する場合には、商店法施行規則の定める所により商工會議所またはこれに代るべき團體の意見を

聞きこれを決定することになつてゐる。また業務の繁忙な時期(例へば年末、年始、中元、祭日等の時期)で地方長官が必要ありと認めるときは、期間または地域を限つて一年を通じ六十日以内閉店時刻を繰延たり、或ひはまた閉店時刻の規定を適用しないことになつてゐる。

なほこの外臨時必要によつて遅くまで營業を必要とするやうな場合、例へば軍隊が凱旋したとか、艦隊が入港したといふやうな場合には、地方長官がその必要に應じて例外を認めることになつてゐる。

三 休日(第五條)

商店法においては店主は使用人に對し毎月少くとも一回の休日を與ふべきことを規定してゐる。この場合必ずしも營業自體を休む必要はないが、元來使用人保護の見地から考へれば休業して休日を與へる制度が理想である。現在でも商賣によつては毎月定休日を設けて休業日制を實施してゐるものも相當あるが、わが國の現状では法律によつて休業日制を強制することは至難の状態にあるので、なるべく當業者の自治的な申合せ等によつて實行可能な部分から漸次休業日制の普及に努めるのが至當と考へ、この際は一齊に休業

させることはこれを避けたのである。

四 特殊場所における店舗に對する例外(第六條)

興行場、觀覽場或ひは展覽會場、博覽會場または停車場、船舶發着所等に附隨してゐる店舗で、午後十時に閉店することが困難なものについては、地方長官の許可を受けなければ閉店時刻の規定は適用しないことになつて居り、また博覽會とか展覽會のやうなものは極めて臨時的なものであるから、地方長官の許可を受けたものについては休日の例外をも認めてゐるのである。

五 大商店の就業時間と休日(第七條 第八條)

現在工場法では十六歳未満の者と女子に對し就業時間と休日の規定があるが、商店でも大商店になるとその營業状態が繁忙であり、組織的に行はれて居り、工場と特に區別する理由がないので、商店法においても常時五十人以上の使用人を使用する大商店については、工場法と同様に女子と十六歳未満の年少者に對しては一日の就業時間を十一時間以内とし、その間三十分乃至一時間の休憩時間を與へることとし休日も同様に毎月少くとも二回與へることになつてゐる。

しかしこれらの大商店に對しても一般商店の場合と同様に、年末、年始、中元、祭日等の業務が繁忙な時

期には、店主は地方長官の許可を受けると、一年を通じて六十日以内は十一時間の就業時間を延長することが出来ることになつてゐる。また臨時に必要な場合も地方長官の許可を受ければ右の六十日の外に就業時間を延長することが出来る。なほ休日についても特に忙しい場合には地方長官の許可を受ければ一日に減ずることが出来る。

六 危害の防止と保健衛生(第九條)

商店における使用人の危害の防止または衛生に關しては、常時五十人以上の使用人を使用する店舗で立ち続け就業する女子があるときは、店主は少くとも三人につき一箇の腰掛または椅子を備へ付けることに命令を以て規定してゐる。このほか地方長官が特に必要ありと認めるときは、使用人の危害の防止または衛生に關し必要な事項を命じ得ることになつてゐるのである。

七 交通機關内の店舗と露店(第十八條)

汽車、汽船その他交通機關内における店舗には本法を適用しないことにした。次に露店にも本法の適用はないのであるが、露店の営業時間を無制限に認めると、一般商店が午後十時に閉店しなければならぬのでその間に不當の競争が起

るといふことも考へられるので、さういふ場合には地方長官が露店の終業時刻を適當に定め得ることにした。

結 び

以上が商店法の概要であるが、従来わが國の労働保護に關する制度は工場、鑛山の労働者については比較的早くから發達し、「工場法」、「鑛業法」をはじめ「工業労働者最低年齢法」、「健康保險法」等が夙に制定されて來てゐるが、商店に働いてゐる使用人に對しては從來何等の保護法規はなく、今回の「商店法」を以て嚆矢とするのである。政府が商店使用人の保護について新たにその保護制度の礎を定めたことに商店法制定の重要な意義が存在するのである。

この法律によつて新たに保護を受ける商店使用人は約百四十萬人にも及ぶのである。商店法は店主と使用人とを適用の對象とし直接第三者に法律上の義務を課するものではないが、閉店時刻後の顧客に對する營業禁止の規定は、間接に一般國民の社會生活に重大な影響を及ぼすものであるから、こゝに各方面の正しき理解と協力を待つて圓滑に本法が施行せられんことを希望する次第である。

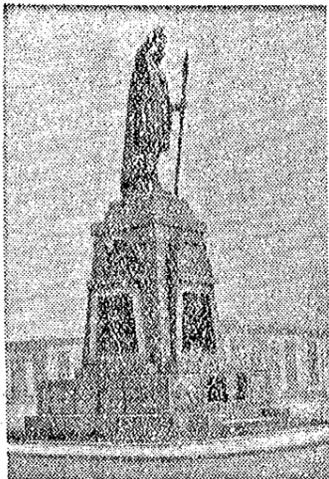
ペルー國を語る

——ペルー使節團來朝に際して——

外務省情報部

を見るものが期待されてゐるのである。

同使節團は、前陸軍大臣兼海軍大臣であり、また外務大臣であつたフエンテ將軍を團長とし、外務次官のベリード博士、サン・マルコス大學代表で同大學經濟學部長であり、ペルー中央準備銀行調査部長のアルス博士、ペルー工業協會々頭のマウレル氏、ペルー農業協會副會頭のアルサモラ氏、勸業省鑛山石油局長のアルヴァラド博士、リマ商業會議所代表のベルケマイヤー氏、カトリック大學代表、リマのカトリック大學經濟學部教授、サン・マルコス大學法學部教授のガルシア氏及び辯護士協會の代表としてペルー帝國公使館の顧問である辯護士シスネロス氏並びに各夫人を團員とするものであるが、かうした外交、經濟、産業各方面の權威を網羅したところに、同使節團の使命に對して、ペルー國の朝野が重大



像銅の世一第國帝カンイ
一のものたし付當に國一ルペが人木日留在

今回、南米のペルー國から、フエンテ將軍を團長とする經濟文化使節の一行が來朝し、この使節團の來訪を機

會として、わが國とペルーとの親善關係が、一段と増進

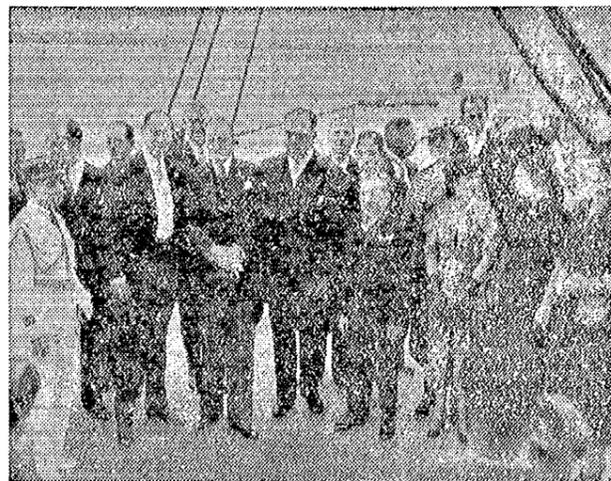
な意義を認めてゐることが窺はれるのである。
 なお、この使節團に一ヶ月程遅れて、特派文化使節として、昨年十一月三日、リマで成立した日秘文化協会の副会長、前内閣総理大臣で一流の政治家であり、また歴史家として著名なリウアナグエロ博士も来朝されることになつてゐるのであるが、けだし日秘文化の提携増進に密與するところ大なるものがあるであらう。

二

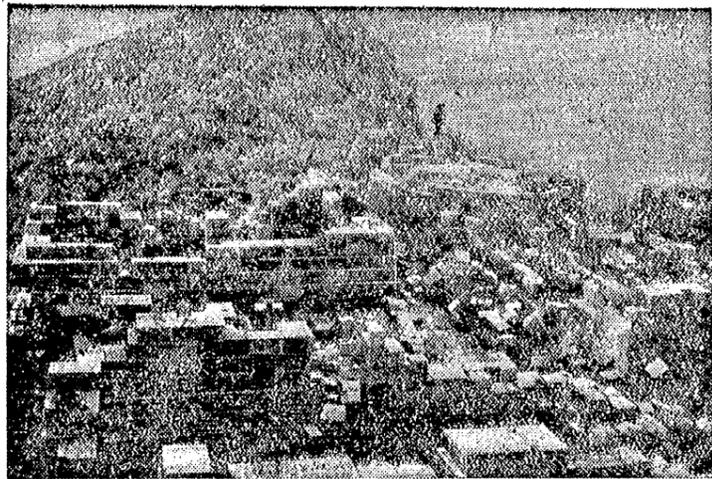
今日のペルー共和国は、一八二一年の建國であるが、その以前における歴史は頗る色彩に富んでゐる。即ち、紀元前においてこの地方には、驚くべき高度の文明が發達してゐたと傳へられて居り、今日まで文字による記録は何等發見されないから、住民や社會のことについては知るよすがもないが、古墳から發見される陶器や金屬裝飾品や織物などから判断して、エジプト乃至地中海の古代文明に比べて、遜色のない文明が存在してゐたことを證明してゐるのである。

これ等の最初の民族は、他の南米諸國と同じく、アジア大陸から渡來したものであらうと推定されてゐるが、各

地に部落を作つて住んでゐた中で、海岸地方におけるチウ・ユンガ、チヤンカ等の種族が勢力を有してゐたと傳へられてゐる。今日のペルー土語の一つとして残つて



來朝したペルー使節一行
 (前列左から三人目フェンテ長)



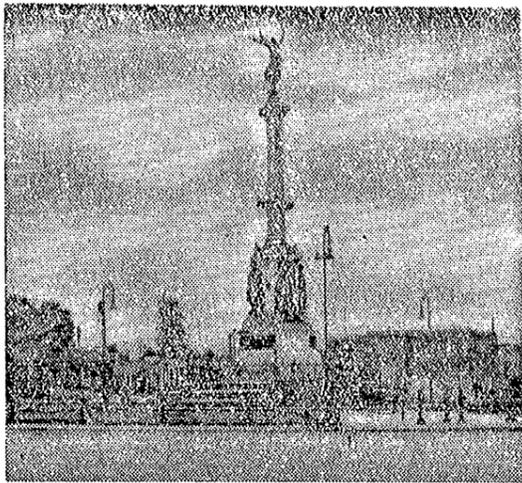
インカ帝國の廢墟

るケチュア語は、當時クスコからチチカカ湖附近に住んでゐたケチュア族の言葉である。この時代をインカ帝國以前と稱し、古代に屬する。

十三世紀に至つて、マンコ・カバリがでて、各種族を征服してインカ帝國を樹て、クスコに都を定めた。カバリは『太陽の子』と尊稱され、その帝國は今日のペルー、エクアドル、ボリビアを中心として、北はコロンビアから南はチリーにまでも及んだ大きなもので、人口は一千万にも達したと傳へられて居り、極めて高度の文明を持ち、非常に富み榮えてゐたといはれてゐる。かくて、十六世紀にスペイン人に征服されるまで、三百年間に亘り十四代の國王が君臨した。これがインカ帝國時代である。今日ペルーを『太陽の國』と云ふのはかうした傳説によるものである。

ペルーがヨーロッパ人に發見されたのは、一五二六年で、コロンブスの遺志を繼いだピサロのペルー遠征によつてであつた。熾然たるインカ帝國の文化と富とに驚嘆したピサロは、スペイン國王の勅を受けて、インカ帝國を征服の遠征を企て、一五三二年、インカ皇帝アタフアルパを殺し、首都クスコに侵入し、これを征服して新都をリ

マに建設した。かくて、これより十九世紀に至るまでスペインの支配の下にあつたが、ナポレオン戦争の後、一八二一年サン・アルティンによつて獨立が宣言され、他の南米諸國に次いで、スペインの屬料を脱したのであつた。



ドミンゴ・ファスティノ・サルメントの戦勝記念碑

三
ペルー國は、面積百三十七萬平方呎で日本本土の約四倍の廣さがあり、人口は六百萬と推定されてゐる。その中で、支配階級に屬するスペイン人は五十萬で、大部分はアイマラ及びケチュア族のインカ人で約三百萬、スペイン人とインカ人との混血種が二百五十萬と推定されてゐる。

大體の地勢はアンデス山脈を背として、海岸地方、高原及び山林の三つの地帯に分れてゐる。よつて、氣候も、海岸地帯は熱帯に位してゐるにも拘らず、フンボルト寒流の影響を受けて氣候は暑くなく、高原地帯はアンデス山脈の間にあるので、氣候は溫和で健康地であるが、山林地帯はアンデス山脈の東側に位し氣候は熱帶的で、不良である。

ペルーはまた『黄金の國』と云はれるが、金、銀、銅、鉛、亜鉛、石油等の鑛産に富み、その他の資源も相當豊富である。海岸地方は、雨が少く乾燥してゐるが、アンデス山脈に源を發する大小五十の河川によつて灌漑されるので、その流域は地味肥沃で、棉花、砂糖、

甘蔗、咖啡、米、麥、煙草等の栽培に適してゐる。なほ北部地方には石油を産するが、その他は大體不毛な沙漠をなしてゐる。また、山林地帯は、密林地帯で非常に大きな富源をなしてゐるが、交通が不便なため、未だ開發されてゐない。

今日のペルー國は、豊富な資源を持つてゐるが、未だ開發されないところが多く、近代産業も未だ十分に發達してゐない。従つてペルーは今日の國といふより將來の國として世界の興味を惹いてゐる。

ペルー國の經濟状態は現在頗る好調で、國家豫算の總額は歳出入共に一億五千萬ソール（ソールとは太陽の意味で一ソールは約九十錢）程度であるが、近年はいづれも黒字続きである。また外國貿易は、一九三七年度において、輸入二億三千萬ソールに對して輸出は三億六千萬ソールで、一億三千萬圓の輸出超過を示して居り、過去七ヶ年間は出超を続け、その額は八億七千萬ソールに達してゐるのである。輸出品の主なものは、石油、綿、礦物、砂糖等であり、輸入品は食料及び飲料品、機械類、綿製品、武器及び軍備品等である。

四

日本とペルー國との關係は、南米十ヶ國三植民の中で、最も古い關係を持つた國である。日本とペルーとの間に初めて問題が起つたのは明治五年で、六十四年前のことである。マリア・ルース號事件として有名であるが、これが縁となつて、明治六年には日秘假條約が結ばれ、その後二十八年には日秘通商航海條約が調印されたのであつた。

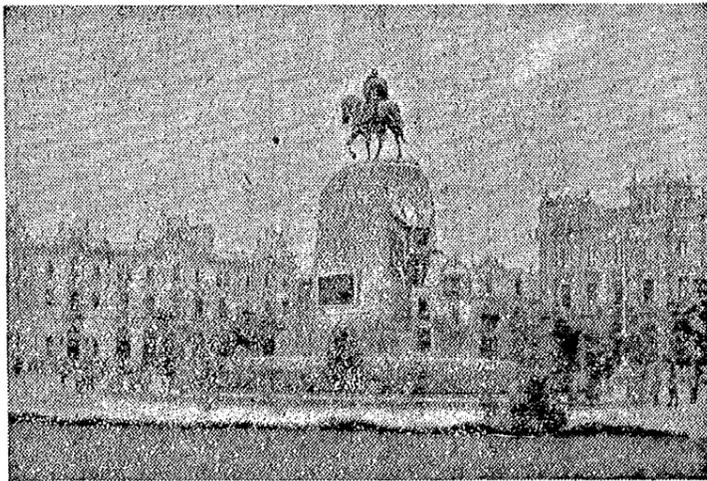
この間、明治十七八年の頃に故高橋是清翁が銀山を經營して失敗したなどといふ挿話もあつて、明治三十二年の四月に、初めての移民七百九十人が渡航したが、その後第二回の九百八十一人が三十六年に渡航し、以來、大正十二年に至るまで毎年引續いて、約一萬七千人の契約による邦人移民がペルーに渡つたのであつた。この移民の人々は、殆んどすべて海岸地方の砂糖の耕地で働いたのであつたが、その後、漸次各方面の事業に發展して行つた。

今日のペルー國における在留邦人及び同國で生まれた日本人系のペルー人は、二萬三千五百六十人に達して居り、その内の一萬三千人は首都のリマ及びカイヤオ及び

その附近に居住してゐるのであるが、その他各地にも散在して居り、農業、商業、工業等あらゆる方面に發展してゐるのである。

農業の方面においては、在留邦人の約六割五分を占める人々がこれに従事し、主として海岸地方で棉を栽培してゐる。大部分が借地農で小作業者が大多数であるが、中には二千五百町歩や千五百町歩の大経営者もゐる。邦人が棉花の耕作に對して優秀であることは既に定評があり、全産額の一割は邦人の手によつて作られてゐる盛況である。

商業方面においても、日本商品の進出と共に、邦人の小賣網は全国的に擴張されてゐる。商業の中で最も多いのは理髮店、喫茶店、料理屋、雜貨商、菓子店、薪炭商、シヤツ裁縫店等で、殆んど各都市に日本商店を見ないところはなく、もはや飽和點に達してゐる程である。また工業方面においては、帽子、電球、護膜製品、自動車々體、線綿、製油等の工場を經營してゐるのであるが、この方面に従事してゐるのは、邦人總數の六分に過ぎず、しかもペルー國が、益々製造工業の發達を必要とする事情にあるので、この方面には大いに發展の餘地があると見



一市マリ一 場廣[ンチルマンサ]

られてゐるのである。

邦人の所有する土地は、海岸地帯においては僅かに百町歩程に過ぎず、森林地帯においては耕地が五百町歩、ブニナス植民地一千町歩等の他に未開墾地が三十萬町歩あり、海岸地方においては最早あまり將來發展の見込みがないが、森林地帯は、交通の發達等によつて大いに有望である。また、邦人の投資は、大體三千五百萬ソールと見積られ居り、商業方面に八割、農業及び工業方面に各一割が投ぜられてゐる。

五

かやうにペルー國內における邦人の發展を見るに至つた結果として、最近においては日本人の發展に對して警戒するの傾向を生じて來たのと、一方に國家主義的な運動の影響を受ける等の事情によつて、昭和十一年七月に、移民の制限及び營業職業の制限に關する大統領令が發布されるに至つたのである。

しかし、ペルー國民の日本に對する感情は、日本の實力に對する認識も加はり、相當な敬意を以て迎へてゐるのであるが、従來、兩國間に文化的關係が薄かつたの

で、ペルー國の有識者並びに在留邦人の要望によつて、去る昭和十二年十一月に日秘文化協會が創立され、日秘の文化的提携の緊密を計ることとなつたのである。この日秘文化協會は、ペルー國の外務大臣、文部大臣及びペルー駐劄の帝國公使を名譽會長とし、サンマルコス大學總長、文部省教育局長、リマ市長及びリマ在勤帝國領事を會長とし、前駐日ペルー公使のボンネメーソン氏を會長に、また前總理大臣、文部大臣のリヴァ・アグエロ博士及びサンマルコス大學理科學部長ガルシア博士を副會長とする權威ある團體である。

日本とペルー國との間には、移民制限及び營業職業制限の問題の他に、邦人第二世の國籍問題、ツルマヨ耕地問題、革命等による在留邦人の損害賠償問題及び日秘通商問題等の種々な問題が存在してゐるのであるが、これ等の諸問題は、最近における日秘間の親善の増進によつて、いづれも友好的に解決されるに至るであらうと期待されてゐるのである。

最近公布の法令

内閣官房總務課

- ◇大正十年勅令第二百二十二號海軍所屬技師ノ平時定員及官等ニ關スル件改正ノ件 (九月三日公布勅令第六百二十一號)
- ◇海軍軍醫學校令改正ノ件 (九月三日公布勅令第六百二十一號)
- ◇海軍軍醫學校において海軍軍人軍屬の傷病者中特に必要ある者の診療を行ふ事が出来ることとしたものである。
- ◇東京帝國大學官制改正ノ件 (九月三日公布勅令第六百二十一號)
- ◇東北帝國大學官制改正ノ件 (九月三日公布勅令第六百二十一號)
- ◇北海道帝國大學官制改正ノ件 (九月三日公布勅令第六百二十一號)
- ◇大阪帝國大學官制改正ノ件 (九月三日公布勅令第六百二十一號)
- ◇文部省直轄諸學校官制改正ノ件 (九月三日公布勅令第六百二十一號)
- ◇文部省直轄諸學校職員定員令改正ノ件 (九月三日公布勅令第六百二十一號)
- ◇朝鮮總督府附屬官制改正ノ件 (九月三日公布勅令第六百二十一號)
- ◇高等官官等俸給令改正ノ件 (九月三日公布勅令第六百二十一號)
- ◇昭和十三年度歳出豫算中第一豫備金ヲ以テ補充シ得ベキ費途ノ件 (九月三日公布勅令第六百三十三號)
- ◇會計規則第十八條の規定に基づいて昭和十三年度歳出豫算

中第一豫備金を以て補充し得べき費途を定めたものである。

◇電氣通信委員會官制 (九月十日公布勅令第六百三十一號)

東亞における電氣通信の綜合的發展に關する重要事項を調査審議せしめるため、内閣總理大臣の監督に屬する電氣通信委員會を設置したもので、會長一人(内閣總理大臣)、副會長一人(逓信大臣)及び委員三十人以内を以て組織せられ、必要ある場合においては臨時委員を置くことを得ることとなつてゐる。

◇臨時外務省ニ外交顧問ヲ置クノ件 (九月十日公布勅令第六百三十二號)

支那事變に關する外交上の機勢に參照せしめるため、臨時外務省に外交顧問(副任)三人以内を置くこととしたもので、外交に關し練達堪能なる者の中から勅命せられる。

◇内務部内臨時職員設置制改正ノ件 (九月十日公布勅令第六百三十三號)

陸軍航空廠令改正ノ件 (九月十日公布勅令第六百三十四號)

航空廠の業務の増加に伴つて大刀洗に航空支廠を新設し、また新たに航空支廠に分廠を置くこととし、これに關して所定の改正を行つたものである。

- ◇日本赤十字社條例改正ノ件 (九月十日公布勅令第六百三十五號)
- 陸海軍の戰時衛生勤務に服する日本赤十字社救護員の給與は宿舎、糧食、舟車馬の外、手當をも官給することを得るものとし、又陸海軍大臣は日本赤十字社の事業に關して監督上必要なる命令を發することが出来ることとする等の改正を行つたものである。
- ◇朝鮮總督府專賣局官制改正ノ件 (九月十日公布勅令第六百三十六號)
- ◇朝鮮總督府稅務官署官制改正ノ件 (九月十日公布勅令第六百三十七號)
- ◇地方社會事業職員制改正ノ件 (九月十日公布勅令第六百三十八號)
- ◇支那事變ノ爲從軍シタル軍人及軍屬ニ對スル南洋群島ニ於ケル租稅ノ減免、徵收擔擔等ニ關スル件 (九月十日公布勅令第六百三十九號)
- 支那事變のため、從軍した軍人及び軍屬に對し南洋群島においても内地と同様租稅の減免をなし、またはその徵收を猶豫すること等としたものである。
- ◇日本産金振興株式會社法ノ施行ニ關スル件 (九月十四日公布勅令第六百四十一號)
- 日本産金振興株式會社法の施行に關し同會社の監督官廳たるべき主務大臣を定めて置く必要があるので主としてこの點に關し規定したものである。

國策のグラフ 九月二十一日號(第三十二號) 定價十錢

寫眞週報

☆中支方面戰況要圖

☆漢口作戦進む

學文殿、難攻不落を誇る敵軍陣を蹴散らし、或ひは砲々たる山嶽に決死肉彈暴撃を敢行、今やわが軍は刻一刻と漢口に迫りつゝある。こゝに見る無敵皇軍奮戦の英姿！

☆黃浦江を溯行する

リヒアルト・アングスト一行の撮影に成る。戦火の後に築く黃浦江一帯の建設素描。

☆商店法實施(十月一日)

青年子女店員の純真な向上心を護る商店法が十月一日から施行されることになつた。法に蘇へる商界の若人に贈る商店法物語

☆國民歌謡圖譜

新鐵道唱歌

☆見よ、試練の日本

☆海の彼方

寫眞週報

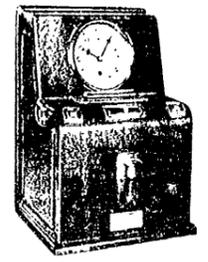


交替制に・生産擴充に

ニデカ タイムレコーダ

日本電氣株式會社製

勞力と時間の
最高管理器！



五分單位式
時報裝置附



★型錄送呈

日本電氣株式會社特定販賣所
ニデカ販賣株式會社
本社 東京市日本橋區通一(大同ビル)
電話 日本橋 4607・5034
支店 大阪市西區土佐堀通一(大同ビル)
電話 1區 7034

實業刊行物たより

第九十七號 (八月二十三日)

本誌は、工業界の発展を促進し、技術者の知識を普及することを目的として創刊された。本誌には、最新の技術情報、市場動向、企業経営のヒントなどが豊富に掲載されている。ぜひ、ご購読ください。

購読料 年 500円 (送料別)

定価 1冊 100円

発行所 工業界出版社

〒100 東京都千代田区千代田 1-1-1

電話 千代田 1234

支店 大阪 550 大阪市西區土佐堀通一

電話 1区 7034

露光量違いにより重複撮影

週

報

昭和十二年十月二十一日 第三種郵便物認可
行 (毎週一回水曜日発行)

第一號

(本書の大きさは國定規格A5判)

ナシヨナル

冗費です!

お留守のお部屋に、お寝みの際に煌々と電気を点けておかれるのは.....此の際"引紐一つで明暗自在"の"ナシヨナル国民ソケット"をぜひ御備へ下さい。

2號型 95

ナシヨナル 国民ソケット

◆ 松下電器株式会社